

## 平成24年第2回防府市議会定例会会議録（その5）

○平成24年3月6日（火曜日）

---

### ○議事日程

平成24年3月6日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（25名）

1 番	松 村	学 君	2 番	土 井	章 君
3 番	斉 藤	旭 君	4 番	重 川	恭 年 君
5 番	山 田	耕 治 君	6 番	河 杉	憲 二 君
7 番	久 保	玄 爾 君	8 番	青 木	明 夫 君
9 番	三 原	昭 治 君	10 番	田 中	敏 靖 君
11 番	中 林	堅 造 君	12 番	高 砂	朋 子 君
13 番	山 根	祐 二 君	14 番	今 津	誠 一 君
15 番	弘 中	正 俊 君	16 番	大 田	雄 二 郎 君
17 番	佐 鹿	博 敏 君	18 番	行 重	延 昭 君
19 番	田 中	健 次 君	20 番	藤 本	和 久 君
21 番	山 下	和 明 君	22 番	横 田	和 雄 君
23 番	木 村	一 彦 君	24 番	山 本	久 江 君
27 番	安 藤	二 郎 君			

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	副 市 長	中 村 隆 君
会 計 管 理 者	安 田 憲 生 君	財 務 部 長	本 廣 繁 君
総 務 部 長	阿 川 雅 夫 君	総 務 課 長	福 谷 眞 人 君
生 活 環 境 部 長	柳 博 之 君	産 業 振 興 部 長	梅 田 尚 君
土 木 都 市 建 設 部 長	権 代 眞 明 君	健 康 福 祉 部 長	田 中 進 君
教 育 長	杉 山 一 茂 君	教 育 部 長	藤 井 雅 夫 君
上 下 水 道 事 業 管 理 者	浅 田 道 生 君	上 下 水 道 局 次 長	岡 本 幸 生 君
消 防 長	秋 山 信 隆 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 本 森 優 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	高 橋 光 之 君	監 査 委 員 会 事 務 局 長	永 田 美 津 生 君

---

#### ○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 徳 永 亨 仁 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

---

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） おはようございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

19番、田中健次議員、20番、藤本議員、御両名にお願い申し上げます。

---

#### 一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより、質問に入ります。最初は、13番、山根議員。

〔13番 山根 祐二君 登壇〕

○13番（山根 祐二君） おはようございます。公明党の山根でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

最初に、宮市本陣兄部家について質問をいたします。

昨年7月22日、国指定史跡萩往還関連遺跡である宮市本陣兄部家が、火災により全焼いたしました。兄部家は鎌倉時代から室町時代にかけて、合物座を取り仕切る役割を果

たしていました。参勤交代における、大名などの宿泊所を本陣とか、お茶屋とかと呼んでおり、宮市本陣兄部家は宮市を代表する商家兄部家の邸宅で、江戸時代の寛永19年、1642年に宮市本陣となり、大名などの宿泊所に利用されていました。消失前の建物は、寛政6年、1789年前小路から出火した大火によって消失した際、右田毛利家から材木の寄附を受けて建てられたと伝えられています。

昭和44年に防府市指定史跡になり、平成元年に書院を中心とする部分が、萩往還の一部として国指定の史跡になりましたが、北側の表門や前庭、南側のソテツの庭は市指定のままでありました。そして、昨年5月に敷地全体を追加指定するよう、国の文化審議会で答申が出されたやさきの火災でありました。

御承知のとおり、萩往還は江戸時代に毛利氏が参勤交代で往来するためにつくられたお成り道です。慶長9年、1604年の萩城築城後、萩と三田尻を結ぶ街道として整備されました。幕末には維新の志士たちもこの道を通り、さまざまな歴史の舞台となり、防府市では宮市町、今市町、三田尻本町、お茶屋町の市道の一部が萩往還として国指定史跡になっております。

萩往還関連史跡のかなめとなる建物は、残念ながら消失してしまいましたが、その再建を望む声もあり、市長は建物の復元も視野に入れた整備を考えていきたいと述べられております。

市議会におきましても23年9月議会、田中健次議員の質問に対し、市長は「建物は消失してしまいましたが、現在、現状を記録に残すための調査を行っておりまして、なるべく早い時期に告示まで進めるべく努力しているところでございます。兄部家の今後につきましては、所有者の兄部様、また、文化庁との協議を進めながら、整備の計画を練ってまいりたいと考えておりますが、史跡萩往還の本陣としてふさわしい景観を取り戻すべく、建物の復元を目指して、どのような方法が可能かを考えてまいりたい」と答弁されております。

歴史的建物の保存は難しく、木造であることが多いため火災には特に気をつけなければなりません。しかし、個人所有であり、所有者が居住しておられた兄部家は、防火設備などもなく消失してしまいました。私も昨年7月22日未明、消防車のサイレンを聞き、近所でもありましたので、明け方、行ってみますと、まだ煙がくすぶり、消火活動が続いておりました。私自身小学校のころ、邸内へ伺ったこともあり、親近感のある建物でありました。

昨年8月、補正予算で予算計上し、宮市本陣兄部家の調査、記録を行い、先ごろ終了したと聞いております。防府市では文化財課が調査に当たり、慎重に作業を進めてこられま

した。最初に、この調査・記録の経緯と結果について、文化財的な意義も含めお聞かせください。これらの結果が建物再建へ向けての重要な判断材料となると考えます。

次に、調査を終えた現時点での本市の宮市本陣兄部家に対する今後の方針についてお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 13番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

兄部家は中世から、防府天満宮の門前町である宮市において、中心的な立場にあった商家で、近世には酒造業も営み、寛永19年、1642年には、宮市の本陣に任ぜられました。

寛正元年、223年前の1789年の宮市の大火後に再建された建物が現代まで使われてきたところでございますが、昨年7月、火災により消失し、御当主様がお亡くなりになりましたことは、私といたしましても、まことに残念でならないところでございます。改めて御冥福をお祈り申し上げます。

まず、宮市本陣兄部家の被災後の調査・記録の経緯と結果についてでございますが、平成元年に、国の史跡指定を受けております書院建物部分を除く敷地全体について、追加指定の答申が平成23年5月、国の文化審議会に出されていたところでございまして、その直後の7月22日の火災後、文化庁、山口県教育委員会と協議を行い、焼け残った現状建物の残存調査を行うことといたしました。

昨年8月末から、文化財を専門に調査できる業者に測量を主とした業務を委託し、12月末までの予定で調査を開始いたしました。調査を進めていくうちに、柱や梁などの部分に、墨書——墨書きの残っているものが多数見つかると、また、解体後の礎石などの配置等を計測する必要が出てまいりましたので、追加調査を本年1月から3月末まで行うこととし、現在部材の詳細調査を行っているところでございます。

このたびの調査では、レーザースキャナによる測量・実測を行い、100分の1の縮尺で敷地全体の配置図、50分の1の縮尺で建物の平面図・立面図・断面図、20分の1から5分の1の縮尺で、部分の詳細実測図を作成いたしました。兄部家はほぼ全焼状態ではございましたが、柱や梁、桁などの構造材の多くが残っておりまして、壁についても一部保存できたものもございまして、図面としては完全に近い形で作成することができました。

また、ふすまの引き手や装飾金具類、くぎなどの建材を採取し、建物の建てられた当初の姿や、建物の歴史的変遷などを知る手がかりを多く記録することができました。

一例を挙げますと、調査の過程で、書院建物の天井周りの部材に「上え間西」と書かれ

た墨書きが発見され、その位置からこの書院建物が、三田尻御茶屋から移築されたことが裏づけられました。また、絵図や差図と平面図等を比較して、改造や使用形態の変遷を追うことができるようにもなりました。

今回の調査によって得られた測量図、実測図をはじめとした資料、成果は大変大きな価値がございまして、建物は失われましたが、史跡宮市本陣兄部家の歴史的価値の一部を十分補うものと考えております。

今後、市の方針についてでございますが、兄部家の歴史的な建物の多くが火災で失われてしまいましたが、その敷地は史跡として価値を持ち続けておりますので、それを保存していくことは当然のことでございます。ただ、現在の状態での保存だけでは文化財の公開の原則、またその価値を広く知っていただくという文化財保護の目的には不十分でございますので、史跡の価値を高める整備が必要と考えております。

整備の手法は幾つかございますが、現在行っている調査の成果、記録を生かして復元展示、すなわち建物の復元をして公開できないか、検討中でございます。

もちろん、所有者であります兄部家のお考えも大切でございます。兄部家の方とは、これまで数度の協議の機会を持っておりますが、所有者としての御希望もございまして、まだ具体的な方向性を定めるまでには至っておりません。今後も協議を続けてまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○13番（山根 祐二君） 詳しい御答弁ありがとうございます。

調査の方法としてはレーザースキャナなどを使って詳細実測図もできたと、図面としてはほぼ完全に近い形で作成できたというような答弁でございました。また、調査の結果、柱や梁などには墨書——墨書きが多く見つかったということでございました。装飾金具なども採取できたということで、調査の成果もかなり得られたようであります。この調査結果について、先ほど歴史的価値もあったというような御答弁でありましたけれども、市民に対し、この調査結果を説明する機会を持たれる予定があるかどうか、あれば、その時期と方法についてお伺いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 追加調査が一応3月末まで行われます。それが終わりました、まず調査の結果につきまして、議会の皆様に5月ごろを目途に御報告したいというふうに考えております。その後に、地元の皆様をはじめ、市民の皆様方に、ぜひ御説明の機会を設けたいというふうに考えております。ただ、どのような方法でお伝えするかについ

ては今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○13番（山根 祐二君） 5月ごろ、議会へ説明ということでありましたので、そのころには今後の方針についても若干、説明いただけるのではないかなというふうに感じております。

建物を復元することについて、所有者との協議の中で数度の協議を重ねていると、具体的な方向性はまだ見出せてないというような御答弁でございましたけれども、建物の復元について文化庁の見解、あるいはその他の課題についてお伺いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 今、追加指定の告示がまだ正式に出ておりませんので、整備につきましての文化庁の意見等は今のところ、まだございません。市として、今後どのように整備するかというある程度の計画案を持って、文化庁と協議することになるというふうに考えております。

先ほど御答弁申し上げましたとおり、兄部家との話し合いもまだ継続中でございますので、まずは基本的な市の方針を固められるように、今後、努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○13番（山根 祐二君） 市の方針はまだ決まってないというような答弁でございますが、いろんな、こちらの情報というか、市の方針も固めつつ、所有者との協議も進めていかなければいけないと思っているわけですが、再建する場合、これは文化庁の見解、それから協議も必要となりますけれども、再建する場合の費用は、どの程度考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） まだ、具体的に整備の方針が決まっておりませんので、現状ではまだその辺の試算も行っていない状態でございます。ただ、もし文化財として建造物を再建することになりましたら、一般的な建築よりは、かなり費用はかかるものというふうに考えております。仮に整備することになれば、整備方針、計画が文化庁に認められれば、国庫補助事業として整備することが可能でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○13番（山根 祐二君） その場合には、国庫補助を利用して整備できるというようなことではございません。

いろいろな新聞記事などを見ても、やはり数億円というような規模になると思われまので、そういった、余り先走って言ってもあれですけども、そういった大きい費用もかかることですから、慎重に進めていきながら、また、議会、それから市民の意見というの聞きながら、その市民の総意として物事を進めていっていただきたいというふうに思っております。

答弁の中で、復元展示というふうに言われましたけれども、以前の兄部家は所有者が居住されていたわけで、内部の公開というのはできませんでした。先ほど復元展示というのは公開が原則ということが言われたわけでありましてけれども、実現していった場合に、市としてはどのような再建あるいは展示を考えているか。また、天満宮周辺の観光資源ともなるわけでありましてけれども、将来的に、観光資源としてはどのような位置づけとしたいのかということをお尋ねをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 今、議員が言われましたように、復元展示という整備は公開を前提とした史跡整備ということになります。ですから、建物を再建して、その中にお客様に入っていただくというようなことになります。そういったふうに建物を再建した場合には、史跡萩往還の一部として、街道と一体となった景観を取り戻すことができ、歴史的遺産を生かしたまちづくりの具現化として、観光振興にもつながってまいりますものというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○13番（山根 祐二君） この兄部家は、最初に建てられた建物ではなく、消失前の建物というのは、以前前小路から出火した大火によって消失して、そして再建された建物であったわけでありましてけれども、こういった建物につきましては、やはり防火対策というのが、今後、市で再建した場合には、そういったことも考えていかなければならないわけでありましてけれども。

国指定、国の史跡萩往還関連遺跡といたしまして、防府市には三田尻御茶屋というのがございます。平成8年から23年までの保存修理工事を終了して、先ごろ一般公開されておりますけれども、この三田尻御茶屋のほうの防火対策について、ちょっとお伺いしますけれども、防火対策はとられているかどうかだけ、お答えを願います。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 三田尻御茶屋につきましては、新年度から一応2年の計画で、屋外に防火水槽と放水銃、火事の際に外から水をかける放水銃を設備する工事を2年間の予定で始めることにしております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○13番（山根 祐二君） わかりました。いずれにしましても、こういった史跡、木造でありますので、そういった事前の設備、対策が必要になることと思いますので、そういったものを念頭に入れて、今の兄部家のことについても、さまざまな課題について進めていっていただきたいと思います。

いずれにしても、市費を投じて再建するのであれば、その効果が十分にあらわれるように、公開の方向についても所有者との協議を十分にされて、関係者納得の上で、市民に喜ばれるような結果になるように、進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それで、次の質問に入ります。次は、中央町緑地用地について質問をいたします。

現在、市営駐車場になっておるところでございます。中央町緑地用地は昭和47年に、防府市土地開発公社が宝酒造株式会社から、その名のとおり、緑地用地として購入したものであります。昭和50年から市営駐車場として活用しておりましたが、防府駅南地区区画整理事業により、旧図書館跡地に中央公園が整備されたため、その目的を失い、引き続き市営駐車場としております。面積は2,984.55平米、902.83坪。土地開発公社22年度の決算の帳簿上の価格は3億6,646万9,620円であります。

駐車場事業特別会計の21年度の駐車場事業収入は910万4,403円、歳出は849万3,561円で、61万842円の黒字であります。22年度駐車場事業収入は672万3,800円で、歳出は807万6,171円で、22年度の単年度収支は135万2,371円の赤字であります。

駐車場事業収入だけをみますと、22年度は21年度に比べて238万603円の減収であります。23年度はさらに減収になっていることが予想されるわけであります。この原因は、近隣の時間制限付無料駐車場等によって、競合が激しくなって、利用者が急減しているものと思われま。

近隣に目を向けてみますと、イオン防府店は来店者専用駐車場をすべてタイムズ24株式会社に管理委託をしております。市営駐車場に隣接するタイムズイオン防府店東平面駐車場は172台、その西側立体駐車場は1,117台、西平面駐車場は20台、駐車料金は最初の1時間が無料、以降1時間ごとに100円であります。朝8時から24時まで駐車すると最大400円から600円、これに対して防府市の市営駐車場は、収容台数が125台、最初の1時間が150円、以降1時間ごとに100円としております。防府市が土地開発公社に借地料を支払い、駐車場事業収入を得るとい、今までの仕組みは、も

はや成り立たなくなってきたと言わざるを得ません。23年度、24年度と、将来に向けて単年度収支赤字額が増大していくことは、容易に予想されます。

そこで、現状分析のためにお伺いをいたします。土地開発公社に対する中央町緑地用地の土地賃借料は幾らなのか、また21年度、22年度、23年度、それぞれの普通駐車台数、定期駐車台数、駐車場使用量の推移をお答えください。

次に、駐車場事業を当面継続いたしまして、赤字が増していくようならば、早い時期に民間委託すべきではないか、民間の専門業者のノウハウを活用すべきと考えますが、いかがでありましょうか。

また、将来的に、この土地の利活用について、駐車場を継続していく必要があるのか、収益を求めるのか、あるいは違う形態にするのか、どのように考えているのかをお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます、市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の土地開発公社に対する賃借料と、平成21年度から平成23年度の駐車場事業の利用状況と収支状況でございますが、市営駐車場の土地賃借料として、土地開発公社へ平成21年度からは、毎年605万1,234円を支払っております。次に、駐車場の利用状況と収支でございますが、時間貸しの普通駐車車の駐車台数、利用料につきましては、平成21年度は7,009台で約267万円、平成22年度は6,395台で約239万円、平成23年度は年度末推計になりますが、おおよそ6,000台で約210万円と見込んでおりまして、利用台数、利用料とも減少傾向でございます。

月ぎめ駐車車の駐車台数、利用料につきましては、平成21年度は929台で約626万円、平成22年度は611台で約417万円、平成23年度は年度末推計でございますが、424台で約290万円と見込んでおりまして、時間貸しの普通駐車車以上に急激な利用率の低下傾向を示しております。

収支状況でございますが、昭和50年に開設して以来、黒字体質にありまして、平成21年度につきましても約61万1,000円の単年度黒字を計上いたしておりましたが、議員御案内のとおり、平成22年度には約135万2,000円の単年度赤字決算となり、平成23年度につきましましては、カーゲート等の更新も重なりまして、約470万円の単年度赤字が発生する見込みでございます。

利用者が減少した原因につきましては、御指摘のございましたとおり、隣接する商業施設の来客用駐車場が大手の駐車場経営会社に委託され、来客専用から、一部を商業施設の

テナント従業員にも、月ぎめで、市営駐車場よりも安価な価格で貸し出しを開始されたこと、また、利用料金につきましても1日の上限額を設けるなど、利用者にとっては、より利用しやすい料金設定がなされていることによるものと考えております。

このような状況の中、2点目の市営駐車場経営を民間委託してはどうかということでしたが、年間のランニングコストが、土地開発公社へ支払う土地賃借料も含めると、約800万円以上必要である現状では、周辺の駐車場需要の動向にもよりますが、民間のノウハウをもってしても、隣接する駐車場で展開しておられるような戦略的な料金設定は、恐らく困難であると思われまますので、受け皿となる企業の意向次第ではございますが、委託できる可能性は低いと考えているところでございます。

なお、過去に発生した余剰金を繰越金として保有しておりますが、平成22年度末現在約2,230万円保有しておりますが、今後発生する赤字の補てん財源として、減少させ続けるわけにはまいりませんので、早急に対応策を検討していく必要があると痛感いたしております。

最後に、将来的に土地の利活用についてどのように考えているのかとのお尋ねでございましたが、議員御案内のとおり、中央町緑地用地は、昭和47年に防府市土地開発公社が先行買収をいたしたものでございます。その後、中央町緑地用地は駅南土地区画整理事業の区域内に含まれ、同事業により、周辺には駅南緑地公園や中央町公園等の緑地や公園が順次整備されたところでございます。市では昭和50年から今日まで、中央町緑地用地を防府市営中央町駐車場として利用しております。

なお、今後の土地利用のあり方につきましては、当時から契約されているお方や、月ぎめで契約されているお方もございますので、その方々の利便性も考慮しながら、売却も含め、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○13番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。公社からの土地賃借料約600万円、これは必要になるわけであります。時間貸し駐車場の収入が21年度から本年度、本年度は推定でございますけれども、この3年間を見ますと267万円、239万円、推定が210万円と推移しておるとのことです。月ぎめ駐車場料金収入も、これも626万円から417万円、推定290万円と推移しているわけであります。新年度の24年度はさらに収入減少が予想されるわけであります。

民間の駐車場事業者のノウハウは、さまざまな特徴があるようです。例えばタイムズ24株式会社では、駐車場設計を専門に担う1級建築士事務所を擁し、利用者には便利な駐

車場設計をし、そして24時間365日、インターネットで契約者を募集しております。さまざまな契約形態があり、月ぎめはもちろん、時間貸し駐車場のフリーパス券、あるいは1カ月、3カ月のみの短期間の定期券の発行など、工夫をしております。時間貸し駐車場の支払いも、千円札はもちろん、クレジットカードなどの使用もできると聞いております。公共駐車場管理も管理委託をしており、横浜市庁舎駐車場あるいは新潟市市役所駐車場、大阪市市役所駐車場などの実績を持っております。

もし、中央町の駐車場、これが市営駐車場でなく民間であり、そして赤字経営に転じたならば、近隣の駐車場経営の調査は当然のことではないでしょうか。そして、協議・検討して、その打開策を講じていくべきであります。

22年度、23年度と、2年連続赤字となり、昨今の経済状況を見ますと、何も手を打たずして駐車場事業を続けることは、行政財産の利活用が適正に行われているとは言えません。先ほど答弁の中で、過去の余剰金、これを赤字に充てているわけでありましてけれども、22年度末2,230万円あるということでございましたけれども、23年度の推定赤字を入れますと、残りが1,760万円となってくるわけでありまして。

こういったことを考えますと、民間委託、これも選択肢の一つではないかと考えます。先ほどの答弁で、民間委託に関しては、受け皿となる企業の意向次第と、しかしながら委託できる可能性は低いと考えているという答弁でありましたけれども、こういった先入観にとらわれずに、一度、企業の説明を求め、その意向を確認してみたいかと思いません。

この点について、民間委託ということについてですが、どのように思われますでしょうか、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 民間委託も選択肢の一つではないかということですが、民間と競合する事業の運営につきましては、事業の公共性、つまり官が直接経営に関与する必要があるのかどうかといった原則論を軸に、議論がなされておりますが、特に経営が苦しくなり、今後も好転の見込みがないとなれば、議員御指摘のとおり、民間委託も含めて早期に検討する必要があるかと存じます。

駐車場事業につきましては、過去からの経緯もございまして、このまま継続するとすれば、市場競争原理を導入して、近隣の民営駐車場に対抗できるような今以上のサービス水準を確保する必要がありますし、また、料金体系につきましても、普通駐車、定期駐車ともに、抜本的な見直しが必要となってまいります。

しかしながら、先ほどの質問でも少し触れましたが、年間800万円以上のランニング

コストが必要となっております現状におきましては、民間駐車場並みに定期駐車料金を引き下げますと、コスト割れを起こしまして、経営が成り立たなくなるおそれがございます。減収分を普通駐車場で補おうにも、周辺の駐車場の利用状況からしても、これ以上の需要の掘り起こしが可能かどうかという点も疑問が残ります。

また、コストの大半を土地賃借料が占めている現状におきましては、そもそも当該地で新たに駐車場事業を展開しようとする企業がおられるものかという点から、まず調査をする必要があるかと考えております。

以上の点を考慮いたしますと、民間委託は、現状におきましては非常に困難ではないかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○13番（山根 祐二君） さまざまな原因があると思われませんが、参考に3月1日の日経新聞の記事を紹介いたしますが、「駐車場運営2社の業績が好調である」と。

「11年11月から12年1月の連結決算で、パーク24と日本駐車場開発は両社とも過去最高を更新した」と。「きめ細かな立地選定など規模を拡大させながらも稼働を堅調に保っていることが収益を拡大させている」、両社とも基本的には、土地や駐車場を所有者から借り受けて顧客に転貸しする仕組みであります。「パーク24は、時間貸し駐車場に強みを持ち、どこにでもあるコンビニ的な存在と言われるほどの規模の拡大が進んできた」「日本駐車場は、駐車場のコストの削減を求める企業などとの契約を積み上げ、稼働水準を維持している」「両社とも運営台数の拡大で、通期の純利益は過去最高の利益の更新を見込んでいる」、以上が新聞記事であります。記事の中に「きめ細かな立地選定などで規模を拡大」とあります。防府市市営駐車場は防府駅近くに位置してはおりますが、駐車場自体が飽和状態とも言えるわけでありまして。では、どうするのか、需要はあるのか、仮に収益が出ない、必要性もないのであれば行政が続ける必要があるのかどうか。答弁の中にも売却を含め検討すると述べられております。

そこで、駐車場事業は土地開発公社会計と密接な関係があります。土地開発公社が中央町緑地用地を購入するに至った経緯につきましては、答弁の中にありましたが、現在の駐車場事業会計との関係、相互の影響についてお聞かせ下さい。

○議長（安藤 二郎君） 財務部長。

○財務部長（本廣 繁君） 防府市土地開発公社と駐車場事業会計との関係についてでございますが、昭和50年12月に、土地開発公社が防府市からの依頼によりまして、先行取得いたしました中央町緑地用地の一部に、市営駐車場を設置する旨の使用願が提出さ

れましたので、これを承認し、同年50年度から貸し付けを開始いたしまして、現在に至っているところでございます。

なお、土地開発公社におきましては、現在駐車場事業会計から土地貸付用として年間約600万円の収入がございますが、公租公課などの経費を除いた収益につきましては、本用地の帳簿価格の圧縮に充当しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○13番（山根 祐二君） 会計上にはさまざまな問題がありまして、防府市が公社から買い取るということについても、それからほかに売却となるわけでありますけれども、そういった中にもさまざまな問題があるということがわかるわけであります。

市営駐車場の近くにルルサス防府があります。そして、その中に防府図書館があります。図書館利用者から幾度となくお聞きすることの中に、長時間、図書館を利用したい、しかし駐車料金が気になる、何とかできませんかというようなことでございます。

図書館利用者は、ルルサス防府東側の立体駐車場を利用するわけでありますが、これは60分無料、以降40分ごとに100円ということで、例えば無料時間を含め3時間利用いたしますと300円ということになるわけであります。聞いてみますと、図書館利用者の中にはかなり長時間、午前中、それから、午後からずっと閉館時までという方も中にはいらっしゃると思います。

私は駐車場が「ただ」という考え方は、なかなかそれが、特に都会では通用しないということはわかっておるつもりでございます。しかしながら、都会については公共交通がかなり完備されておりますので、そういった問題もクリアできるというふうに考えておりますけれども、地方都市におきましては、やはり車社会というのが主になりますので、その駐車場経営、駐車場利用について、一般的な考え方だけでいいのかどうかということ非常に疑問に思うわけでございます。

例えば、市営駐車場の空きスペース、これは、空きスペースは、先ほどから質問の中で出ておりますが、あるわけです。たくさんあるんです。これを市営駐車場の空きスペースを図書館利用者だけに限り、例えば60分より長い時間、無料で利用できるようにしてはいかがでありますでしょうか。これに関してもいろいろ、運用上にはいろんな課題があると思いますが、例えば図書館で、駐車券を持参した人に無料券を渡すなどの方法も考えられますが、この件についてお答えを願います。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 図書館の利用者に、今の空きスペースをただでお貸し

してはどうかということですが、空きスペースとはいえ、いつどういう状況でふさがるかかわからないという状況もございます。これにつきましては、先ほど述べられましたように当初60分が無料、40分以降100円ということで現状おさまっているようでございますので、需要と供給で、今のルルサスの駐車場がどうしようもないということであれば、また考える必要もありましようけども、現時点ではそのようなことは、今、考えておりません。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○13番（山根 祐二君） 当然そういった御答弁は予想しておりましたが、さまざまな観点から、利用者の立場に立った市民サービスということも考慮に入れて考えていただきたいなと思うところであります。もし個人で125台収容の駐車場経営をしておいて、近隣の駐車場と競合して、2年続けても大幅減収となり、今後の打開策も見出せないということであれば、間違いなく、個人では廃業を考えるわけであります。担当部局は危機感を持って早急に対応策を考えるべきだと思います。専門チームによる検討につきましては、確実に実行していただくよう求めたいと思います。

この一等地にある中央緑地用地について、将来最適な土地利用をすることができるように、プロジェクトチームをつくって検討する、その時期に来ていると考えますが、この点についてはいかがでありましようか。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） この市営中央町駐車場の経営につきましては、議員御指摘のとおり、その経営を存続することの可能性や当該用地の活用法など、幅広く検討する必要があります。関係各課とも十分協議してまいりたいと考えますので、よろしく御理解のほどお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 山根議員。

○13番（山根 祐二君） 関係各課と十分に協議していくという御答弁でございましたので、ぜひともその辺のところを確実に進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、13番、山根議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、12番、高砂議員。

〔12番 高砂 朋子君 登壇〕

○12番（高砂 朋子君） 公明党の高砂でございます。通告に従いまして質問をいたし

ます。どうかよろしく願いをいたします。

1 項目めでございます。歯、口腔の健康づくりについて質問をいたします。

平成23年8月に公布されました「歯科口腔保健の推進に関する法律」には、基本理念として、「生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること」、また、「乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること」をうたっております。

昨年10月、ほうふ健康フォーラムにて、山陽小野田市立病院の歯科口腔外科、福田てる代先生の「からだの健康はお口から」との講演を聴講いたしました。「口は、食物、栄養の窓であるが、500にも及ぶ菌の進入路でもある。歯垢1ミリグラムに1億個の菌があり、それを除去せず増殖させると、感染症の引き金にもなり、結果的には全身の健康に影響する。高齢者や体が弱っている方は、特に口腔ケアが必要である」、このような趣旨だったと思います。

歯科医療と体全体の健康には大きな関係があることは、これまでに関係機関が長期にわたって追跡調査を行った上で具体的なデータを発表しており、明らかになってまいりました。生涯にわたって自分の歯でしっかりかんで、食物、栄養をとる、口の中を清潔にしてあらゆる菌の侵入を防ぐ、これらの健康づくりを継続的に行っていくことが求められています。

そこで質問をいたします。

1、乳幼児から高齢者までの各年齢期における対策について。乳幼児期に親子で歯磨きの習慣づけを行い、早い時期から虫歯予防対策、口腔衛生に気をつけることが重要と考えます。

長崎市では、1歳6カ月児健診と3歳児健診の際に、母子保健法の規定で全市的に行っている歯科健診とは別に、この1年半の間に、継続的な虫歯予防対策をとることを重視し、歯科医師会と協力し、「歯育て健診」に取り組んでいます。歯科健診とともに、ブラッシング指導、おやつ指導、フッ素塗布等を受けることを推奨しております。第1回目の「歯育て健診」は、市が補助し、無料ということになっているようです。この時期にしかできない、この時期だからこそ、歯を育てるという視点は、大変重要だと感じました。

防府市においても、この「歯育て健診」を実施してみたいかがでしょうか。

学齢期は、虫歯になるきっかけをつくり、虫歯に最もなりやすい時期です。乳幼児期に引き続き、歯磨きの習慣づけ、フッ化物洗口等による虫歯の予防対策が必要ではないでしょうか。フッ化物洗口の方法と、その効果等についてお尋ねをいたします。

成人期においては、歯周病の罹患率が高まる時期でございます。市民へ、定期的な検診や歯垢の除去など、歯周病予防のための啓発として、例えば20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳等と、節目に検診を呼びかける、歯周病節目検診を推奨してはいかがでしょうか。

次でございますが、妊産婦期は、つわりなどで口の中の手入れが大変おろそかになりやすく、ホルモンの変化もあり、口内の炎症が起きやすい時期とされています。母親の歯科衛生に対する意識が向上することで、子どもにもよい影響を与えます。

県下では、単独市費で、妊産婦歯科検診、保健指導、両方を実施している市は、下関、宇部、下松、光、長門の5市でございます。また、妊産婦歯科保健指導のみは、萩、美祢、周南、山陽小野田の4市でございます。合わせて9市が妊産婦歯科対策に取り組んでおります。妊娠届け出時での歯科保健指導や歯科検診を受けていただくよう推進してみてもはいかがでしょうか。

最後に、高齢期に対する対策でございます。高齢期の口腔ケアの充実により、口から食べる期間を延長させ、糖尿病や誤嚥性肺炎、骨粗鬆症など、全身に影響する病気の予防につながる事が明らかになってまいりました。口腔ケアの推進で健康づくりをと、しっかりアピールをし、推進していく必要があるのではないのでしょうか。

2点目の質問でございます。歯科衛生士を配置し、各機関との連携のもと、歯の健康づくりを推進することについて、お伺いをいたします。県内でも歯の健康について先進的な結果が出ております光市では、昭和47年より切れ目なく歯科衛生士を職員として配置し、歯科医師会との連携、協力のもと、市民に向けてさまざまな啓発、取り組みをされております。我が防府市においても、歯科衛生士の資格を持つ職員を配置し、今後、あらゆる事業を展開していったらはいかがでしょうか。

3点目でございます。市民への啓発、今後の取り組みについてでございます。歯、口腔の健康においても、予防重視の取り組み、早期発見、早期治療が重要です。そのこと、体全体の健康につながることから、積極的な啓発活動が重要です。県も条例制定に向けて、ただいま審議中でありまして、本年11月8日、「いい歯の日」を中心に、歯、口腔の健康づくり推進週間を設定し、啓発に力を入れる予定と聞いております。

県内13市の中では、歯科、口腔の健康に関しての取り組みは、残念ながら、「これから」という感はぬぐえませんが、今後、5年、10年、そしてまた20年とかけて歯の健康優良都市を目指していただきたいと思います。いかがでしょうか。

以上、この項目の質問は第1回目として終わります。

○議長（安藤 二郎君） 12番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、乳幼児から高齢者までの各年齢期における対策についてのお尋ねでございましたが、乳幼児期に「歯育て健診」を実施してはどうかということでございましたが、本市では1歳6カ月児健診、3歳児健診におきまして、歯科検診及び歯科衛生士による歯科指導を受診者全員に実施いたしております。また、乳幼児相談の機会をとらえ、年4回、歯科衛生士による個別の歯磨き指導も行っているところでございます。

御質問の「歯育て健診」は、1歳6カ月児健診を受け、3歳児健診までの時期に歯科の検診を再度、実施し、乳幼児期から歯を大切にすることの意識の定着を目的としているものと理解しておりますが、先ほど申し上げましたが、まずは現在、歯科指導を実施しております乳幼児相談、1歳6カ月児健診、3歳児健診の中で、歯科指導の最も効果的なあり方について検討することから進めてまいりたいと考えております。

次に、学齢期における虫歯予防でございますが、学齢期は、乳歯から永久歯に生えかわる時期、また、虫歯に最もなりやすい時期でもございますので、本市では、各小・中学校において、歯に関する正しい保健指導や多くの小学校での学校給食後の一斉歯磨きを実施しているところでございます。

また、平成19年度からは、フッ化物洗口法による虫歯予防を保護者の同意を得た上で、週1回行っておりまして、平成22年度における全児童数に対する実施率は97.8%となっております。

本市では、市内すべての小学校においてフッ化物洗口を実施しておりまして、これは、光市に続き、県内では2番目に早く実施されたものでございます。

フッ化物洗口法とは、低濃度のフッ化物洗口液を口に含み、30秒から60秒間ブクブクうがいをした後に吐き出す方法で、従前行っていたフッ素イオン導入法に比べ、フッ素濃度が低く、より安全で虫歯予防効果が高いとされている方法でございまして、本市におきましても虫歯のある児童数の割合は年々減少している状況でございます。

今後も引き続き、学齢期にある子どもに対しまして、全額市費負担で、フッ化物洗口法による虫歯予防を行うとともに、歯磨きの習慣づけなど、適正な保健指導を徹底してまいります。

次に、成人期における歯周病節目検診の推奨についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、成人期において歯周病の予防は、健やかな高齢期を迎えるに当たって大変重要な時期と認識しております。

本市では平成18年度より医師会、歯科医師会、薬剤師会、いわゆる3師会でございま

すが、この皆様方と協働し、「ほうふ健康フォーラム」を開催いたしております。市民の方へ健康意識の啓発として、高い評価を得ているところでございますが、昨年開催いたしました健康フォーラムでは、「からだの健康はお口から」と題した歯科医師による講演会で、歯周病予防検診の必要性等について、お話をさせていただきました。あわせて、歯科衛生士会、歯科技工士会により、歯ブラシの正しい選び方、ブラッシング指導、入れ歯の手入れなどの各種コーナーも設置されまして、歯周病が及ぼす体への影響など、市民の方へ啓発を行い、大変好評でございました。

歯周病節目健診を推奨しては、との御意見でございましたが、現在、実施している健康づくり講座、相談会などを通し、歯周病予防や歯周病検診の必要性など、関係機関と連携を図りながら、さらなる啓発に努めてまいりたいと存じます。

次に、妊産婦への歯科検診、保健指導の実施についての御質問でございましたが、本市では妊娠届け出時や保健センターで実施している妊婦教室の中で、歯科検診や口腔衛生の必要性について啓発しているところでございます。母子の健康づくりの出発点でございます、妊産婦の時期は、大変重要でございますので、一層丁寧な指導に努めてまいりたいと存じます。

続きまして、高齢期の口腔ケアの推進につきましてお答えいたします。本市では、地域包括支援センターを中心に介護予防事業として、「介護予防はお口の健康から」といった口腔ケア教室を開催したり、ふれあい・いきいきサロン等において、歯科衛生士による入れ歯の手入れやブラッシング指導など、具体的な口腔ケアの指導を行っているところでございます。高齢期の口腔ケアは、おいしく食べる期間を延長させ、全身の健康づくりにつながりますので、高齢者教室など、さまざまな場面をとらえて、しっかり推進してまいりたいと存じます。

次に、歯科衛生士を配置し、各機関との連携のもと、歯の健康づくりを推進することについての御意見、お尋ねでございましたが、本市では、先ほどの答弁でも申し上げましたが、乳幼児相談や幼児健診、高齢者のふれあい・いきいきサロン等の機会に、歯科衛生士の方と連携を図りながら歯、口腔の健康づくり事業を進めているところでございます。

現状では市の職員として歯科衛生士を配置するという事は難しい状況でございますが、口腔衛生は全身の健康にかかわる大きな問題でもございますので、より効果的に教室や相談会が開催できるよう、実施内容、方法等、歯科衛生士の方々と協議してまいりたいと存じます。

最後に、市民への啓発、今後の取り組みについての御質問でございましたが、歯、口腔の健康づくりは、乳幼児期から高齢期にかけ、生涯にわたり、どの時期においても重要な

課題でございます。本市といたしましては、防府歯科医師会の先生方と連携し、乳幼児期から高齢期までの、各年齢期に応じた歯の健康づくりを進めているところではございますが、議員御提言の「歯の健康優良都市」を目指して健康づくりを進めていくという視点は、大変すばらしいものと感じておりますので、今後、歯、口腔の健康づくりが効果的に実践できますよう、先進地の状況等を踏まえ、県及び教育委員会等、関係機関とも連携を図りながら研究してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○12番（高砂 朋子君） 乳幼児期から高齢者までの各年齢期における対策については、必要であるとの認識を持ってらっしゃることはよくわかりました。また、国、県の動きに合わせて具体的に開始されていることもわかったわけでございます。今後、市として本腰を入れた取り組みを要望したいところでございます。

それでは、数点具体的に再質問をさせていただきます。

乳幼児期に関してですが、私自身、今回の質問を通して、「三つ子の魂百まで」というのは歯も一緒だということが本当によくわかりました。母親の歯、口腔の健康に対する意識のあるなしが、子どもの一生の健康に大きく影響するということでございます。ネグレクト等の児童虐待を歯科医師が発見してくださったという報道は何度も見聞きしたことがございます。そういったことから、この乳幼児期の「歯育て健診」というのは、今後、重要になってくるのではないかと思います。乳幼児期にしかできない、また乳幼児期だからこそ「歯育て健診」、そういった意味でも最も効果的な歯科指導のあり方を検討ということではございましたけれども、ぜひとも検討していただきたいと思っております。

それから、先日、光市に視察に行つてまいりました。昭和47年より歯科衛生士を置かれて、市民全体に向けてのさまざまな取り組み、小学校でのフッ化物洗口もこの年から実施されるなど、歯の健康について長年、熱心に取り組んでこられておりました。県下の小・中学校児童・生徒の未処置の歯、虫歯でなくなった歯、虫歯処置の歯の合計の1人の平均が、小学校で光市の場合は0.22、中学校は0.91ということで、小・中あわせて県下トップクラスという結果も出ております。

ちなみに、防府市は、小学校は0.32で、5番目で上位でございましたが、中学校では2.11となりまして、ワースト3に入っております。中学校になっても1位の光市、中学校になったら11位の防府市、この差はどこからくるんだろうと、私は頭を抱えてしまったわけでございます。

光市の小学校の養護教諭の先生に児童の様子を尋ねましたら、週5回、給食後の一斉歯

磨きとフッ化物洗口で、食べた後は磨かないと気持ちが悪くという子が大変多くなってきた、こういうふうに言われておりました。

磨かないと気持ちが悪く子に育てる、育てないのは家庭にも大きな責任があるわけですが、光市での取り組みは、確かに、歯を磨かないと気持ちが悪くという子どもたちを着実に育てておられるなど感じたわけですが、

そこで質問いたします。市内での給食後の一斉歯磨きは多くの小学校で、というふうに御答弁がございました。これは全校で実施していくべきではないかと思っております。また、フッ化物洗口の方法、安全性など、保護者にわかりやすく説明していくとともに、改めて歯磨きの習慣づけを定着させていく大事な時期ではないか、このように思っておりますが、教育委員会としての御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 今、議員の御質問、1つ目は、給食後の一斉歯磨き指導を多くの学校でという答弁の中では、具体的にという、何校かという御質問だったかと思いますが、小学校におきましては、17校中12校が給食後の一斉歯磨き指導をやっておりません。中学校におきましては、11校中3校が一斉歯磨き指導をやっております。やってないところで、中学校のあたりでは個別に行っているというふうなこと、さらには、歯磨きをする、そうした、ちょっと、水洗所と申しましょうか、施設が狭い、あるいは不足しているためという、そういった報告もあります。

そして、歯磨き指導のいわゆる実際ですが、歯磨き指導は小学校17校中17校、中学校におきましては11校中5校が指導しております。

子ども、歯磨きをしなければ気持ちが悪く児童生徒、そうした子どもになるように、各学校におきまして、もう一度歯磨き指導、さらには給食後の歯磨きについては指導してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○12番（高砂 朋子君） よろしく願いをいたします。

小学校は特に大事な時期でございますので、17校中の12校ということで、小学校においては特に全校実施を目指していただきたいと思っております。中学校の場合は、場所の問題もありますし、照れくさいとか、そういった問題もあると思うんですけれども、やりやすい環境になるように、よろしく願いをいたします。

歯周病検診についてでございますけれども、和歌山県では県下全市で40歳、50歳、60歳、70歳の方、各年齢で1回の歯周病検診を無料で受けられる取り組みをされてお

ります。全国初と聞いております。県下では、宇部、萩、周南、光市の4市が、国、県、市の補助を3分の1ずつで実施しておられます。私は思ったんですけれども、この補助メニューがあるのであれば、防府市でも実施できるのではないかと、こういったことを単純に考えたわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 歯周病検診の実施についてでございますけれども、先ほどの答弁で市長が申し上げましたとおり、歯周病の予防につきましては、健康づくりにおいて重要であるとは、当然、認識しておりますので、今後も口腔の衛生や検診の必要性を啓発してまいりますとともに、市が実施する歯周病検診、これにつきましては、今、言われました、ほかの市の状況も踏まえて、今から検討させていただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○12番（高砂 朋子君） 県のほうでは、昨年、今年度のこの歯の口腔、健康についての条例制定に向けて、いろいろ調べておるようでございます。問題点は、県内の各市のいろいろな高低差があると、進んでいるところと進んでないところの高低差があると、そういったことが問題であるというようなことを所感として述べておられたようでございます。

防府市もほかの市に倣って、おくれてはおりますけれども、この歯周病検診の重要性を認識していただいて、推進をしていただきたい、ぜひともよろしく願いをいたします。

妊産婦期についてでございますが、県下では妊婦健診14回公費助成とともに、これは大変ありがたい公費助成でございますけれども、この公費助成とともに歯科検診を市単独で補助している市が5市ございます。また、先進市である長崎市では、「ママの歯っぴいチェック」、「ハッピー」の「ハ」は、今回のテーマの「歯」になっておりまして、妊婦と産後の1年以内の人は、委託した歯科医で口腔内のチェックとアドバイスを無料で受けられることになっております。母子どもの健康づくりのきっかけをつくる出発点の意味から、妊産婦の歯科検診は大変重要な取り組みになるのではと考えます。その重要性を認識されている御答弁ではございましたけれども、啓発のみではまだまだ弱いのではというふうに考えております。この、妊婦に対する歯科検診の実施については、いかがでしょうか。いま一度、御答弁をよろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 妊婦の歯科検診につきましても、先ほどから申し上げますが、必要については十分認識しております。先ほどの歯周病と同じでございますけれども、今後とも県内他市の状況を踏まえながら、研究、検討してまいりたいと、そのよう

に思っております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○12番（高砂 朋子君） ぜひよろしく願いをいたします。

次に、8020運動は大変重要な取り組みと思いますけれども、どのように進めておられるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 平成元年より提唱されておりますこの8020運動ですが、口腔衛生のみの啓発にとどまらず、食事、喫煙、生活リズム、ストレス予防など、生活習慣全般の見直しが必要であると言われております。

本市におきましても、妊娠期から乳幼児期、学童期、そして成人期、高齢期と、各世代に応じ、健康相談、健康教育、イベント等で、啓発に努めているところでございます。

また、6月の歯の衛生週間では、山口県歯科医師会が主催される、8020達成者の表彰や無料口腔検診等を、市広報を通じて市民の方へ啓発しておりますが、今年度の無料口腔検診の受診者は県内で39名ありましたが、そのうち18名が防府市民という状況でございます。

引き続き市広報、ホームページ、各種教室等を通じて、8020運動の推進に努めてまいります。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○12番（高砂 朋子君） 歯が少なく、入れ歯の状態も悪い高齢者の方は健康状態が悪化しやすいという具体的なデータも見させていただきました。

先日、ある医師会の先生にお話を伺ったわけですが、「入れ歯は食器と一緒にですよ」と、「高齢者の方にはもう何度も伝えております」と、そういったお話をされておりました。「毎回洗浄するくらいの注意を払わなければなりません」とも、おっしゃっていたわけでございます。「不衛生にすれば1本から2本、2本から3本というふうに菌の感染が進み、全体の歯を失うことになります」と言われておりました。

先日、地域包括支援センターの職員の方と、ある独居の高齢者の方を訪問したわけですが、その方は入れ歯が合わないということで、調子が悪いということで、外しておられました、一日中外していると。で、「お食事はどうされているのですか」と聞きますと、「歯茎で食べているから大丈夫だ」というふうにおっしゃっていたわけですが、職員と話したわけですが、歯茎ではかみ切れないわけですね、かむということができないということで、かむということができないということは、食事をちゃんとそしゃくして、胃、腸に入れることができないということで、健康状態としては悪化のほうにつながりま

すねというお話をされておりました。

高齢者の方々へも、機会をとらえては、さまざまな啓発をしてくださっておりますけれども、今後も、歯磨きや入れ歯の手入れ等の重要性を訴えていただくなどの取り組みをよろしくをお願いをしたいと思います。

歯、口腔の健康は体全体の健康につながるとして、各年齢期について、さまざまな提案、予防をさせていただきました。どの病気に対しても、そうでございますけれども、早期に発見をして、早期に治療をしていくことの重要性が、結局は皆様の健康、幸せにつながりますし、医療費の抑制にもつながるわけでございます。

そういった意味からも、この歯、口腔の健康について、今後の取り組みを今後ともよろしくをお願いをしたいと思います。

次に、歯科衛生士についてでございますけれども、こういった取り組みには一貫した思いを貫く専門の職員が必要だと思っております。歯科医師会の先生方との協力なしでは進められませんので、連携がさらに進むと思っております。

また、健康に関しては、特に女性力が必要だと、常々思っております。我が市には健康福祉部の次長さんをはじめ、大変すばらしい保健師さんたちが、市民の健康を守るために日夜頑張っておられます。その体制に加え、ぜひとも歯科衛生士を配置していただきたいと思っております。先ほどの御答弁では、難しいとのことではございましたけれども、県下では光市のほか、下関、周南両市が配置しておられるようでございます。ぜひとも御検討をよろしくお願いをいたします。

それから、最後になりますが、市民への啓発、今後の取り組みについてでございます。

防府まちづくりプラン2020の中に、歯の健康を入れていただく要望をしなかったことは、今、思うと大変残念だったわけでございますけれども、大きなくくりとしては、乳幼児から高齢者までの各年齢期に応じて、保健指導、疾病の早期発見、早期治療の促進がうたっておりますので、歯、口腔の健康づくりも含まれるとして、歯の健康優良都市を目指して、積極的な推進をどうかよろしくお願いをいたします。

最後に市長さんにちょっとお尋ねをいたしますが、市長さんの施政方針の中には観光、教育、そして環境の推進が盛り込まれておりました。常々、3Kということをおっしゃっておりますけれども、この、健康のKもぜひとも加えていただきたいと思っております。どんな施策も、市民の皆様の健康あってのことだと思っております。この3Kに、健康のKも加えていただきたい、この思いでございますけれども、市長さんの御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど檀上から答弁でも申し上げましたが、健康フォーラムなるものをこの数年前から開催をいたしております。がんについてとか、たばこの健康についてとか、それぞれテーマは違いますが、成人病とかですね、あるいはアルツハイマーとかですね、去年は、10月に行われたのは、歯と口腔の健康についてということでございました。一生懸命PRをしているんですが、アスピラートが満杯になかなかならないんですけれども、それでも四、五百人ぐらいはお越しになって、相談コーナーとかも大変充実してきております。

医師会、歯科医師会、薬剤師会の大変な御協力をいただいておりますので、ぜひ議員の方々もこの健康フォーラムにのぞいていただいて、御自身の健康についてチェックをなさるといかがかなとも思っておるぐらいでございますので、これからも引き続いて、可能な限りのお力添えをさせていただきながら、市民の健康保持に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○12番（高砂 朋子君） 今、御紹介がありました健康フォーラムに、私も毎年、参加させていただくわけですが、おなじみの、市内の先生方が相談コーナーに座られて、市民の皆様と交流をされながら、いろいろ健康指導に携わってくださっております。本当にありがたいことだなと、そのとき思いました。今後も、この健康フォーラムがさらに、たくさんの方においでいただけるように、私も願っている一人でございます。

ぜひとも、市民の皆様のさらなる健康対策に今後も力を注いでいただきたいことを申し述べ、この項の質問は終わりたいと思います。

それから2項目めでございます。海岸堤塘に設置の樋門維持管理について質問いたします。

市内には、樋門といわれるさまざまな施設があるわけですが、今回は、海岸堤塘に設置されている樋門の維持管理について質問いたします。

防府市樋門維持管理条例は、昭和26年4月に施行され、と同時に、樋守人設置規定が廃止されております。樋守人の言葉に大変重みを感じました。きょうも雨降る中、樋門を守ってくださっている方々に、心から敬意を表し、感謝を申し上げたいと思います。

私は、平成22年度決算特別委員会で、樋門維持管理経費中、個人への委託料について質問をいたしました。今後のあり方についても少々提案をさせていただいたところがございます。いま一度、市の考えをお聞かせいただきたいと思い、質問を今回取り上げさせていただきます。

1点目、樋門管理を委託している、管理人の現状、対応についてお伺いいたします。

長年携わっておられる方が多いと聞いており、高齢化が進んでいるのではないのでしょうか。その上、受託された当初は御夫婦などで協力しておられた方々も、長い年月の間に一人になられ、負担が大きくなっているのではと心配されます。

しばらくこの樋門はお休みしますといかないのが、樋門の管理でございます。引き継ぎも順調に行われているのでしょうか。

また、委託料の件ですが、平均月4万円となっており、この金額では大変申しわけないのではないかと、決算の数字を見て思いました。樋門の開閉、その時間だけが維持管理ではございません。365日、潮の干満に常に注意を払い、台風や大雨などの災害の際の御苦労は、大変、大きいものがあります。

樋門管理に長年携わっておられた方が常々おっしゃっていました。何が起きるかわからないから、二日三日と家があげられないんだ、旅行なんて行けない、病気にもなれない、皆さんに迷惑がかかるからと言われておりました。すごい使命感だなど、感銘を受けた次第でございます。その方は、夫亡き後、20年近く、一人で81歳まで樋門管理に携わられ、昨年11月に亡くなられました。亡くなられる数日前まで、樋門を気にされ、重たい足を運ばれていたようでございます。

この方が委託料に不満を漏らされたことはありませんけれども、果たして市は、このようにひたむきに、維持管理に日々頑張っておられる方々に、この金額で甘え続けてよいものだろうか、大きな負担にこの金額は合っているものだろうか、これが率直な思いでございます。

2カ所の管理をお願いしております方々の現状はどうであるのか、それに対して今後どのように対応されていくのか、お聞かせいただければと思います。

2点目、樋門の整備・改修計画についてお伺いいたします。

地域住民の生命、財産を守るために重要な役割を持つ樋門、災害時に備えて平素より十分な管理整備が必要でございます。

巻き上げ等の手動式が多いと聞いております。老朽化が進んでいる樋門はないのでしょうか。今後の整備・改修計画はどうなっているのか、お聞かせください。

3点目、緊急時の対応についてお伺いいたします。

昨年3月11日大震災を受けて、管理人の皆様はさまざまな御不安を持たれたと思います。責任の重さを今まで以上に感じられたのではないのでしょうか。現在、緊急時の対応はどのようにされているのか、例えば3月11のときはどうであったのかも含め、お聞かせいただければと思います。また、緊急時に備えてどのような体制をとっていらっしゃるのか、管理人の皆様に対して、今後、研修などが必要になってくるのではないかと考えて

おりますが、どのようにお考えでいらっしゃるのか。この点もお聞かせいただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 海岸堤塘に設置している樋門の維持管理についての御質問にお答えをいたします。樋門は、大雨や台風が襲来したときの高潮や、地震発生に伴う津波などから、市民の生命や財産を守るために、大変重要な施設でございます。

最初に、樋門管理を現在お願いしております、管理人の現状、対応についての御質問にお答えをいたします。

農業農村課が所管しております22カ所の樋門の管理人として、現在、自治会や、水利関係者から御推薦をいただき、地域の状況をよく理解しておられる18名の方をお願いしており、毎年度、契約の前に受託の意向についてお聞きした上で、契約をさせていただいております。

議員御指摘のとおり、今後、管理人の高齢化が進めば、新たな管理人を選任しなければならない個所が増えてくることも予想され、また、1年365日、気の休まる日がない、との声があることも承知をしておりますので、今後の管理人選任につきましては、これまでの自治会や水利関係者からの推薦による方法に加え、自治会や土地改良区などの団体への委託についても検討せざるを得ない状況にあると考えております。

また、樋門の管理委託についてでございますが、樋門の構造などにより委託料を算定し、お願いをしております。

次に、樋門の整備・改修計画についての御質問にお答えをいたします。

樋門の中には昭和38年に築造されたものもあり、施設の老朽化が進んでおりますので、巡回による点検を実施するとともに、管理人からの御報告を受け、速やかな対応を行っているところです。また、22カ所の樋門のうち手動式は15カ所となっており、省力化や緊急時に速やかに対処するために、電動式への改修の必要性は認識をしておりますが、今後の検討課題とさせていただきます。

次に、緊急時の対応についての御質問にお答えをいたします。

台風時の高潮注意報、高潮警報や地震発生時の津波注意報、津波警報が発令された場合は、樋門管理人へ連絡をし、樋門の閉鎖をお願いするとともに、市においても現地へ出向き、樋門の閉鎖状況を確認しているところです。昨年3月11日に発生をいたしました東日本大震災の際も同様の対応をしております。

緊急時に備えどのような体制をとっているかとの御質問でございますが、防府市地域防災計画に基づいた職員の配備計画により、対応することとしております。

また、管理人を対象とした研修会につきましては、現在は実施しておりませんが、議員御提案のとおり、災害発生時の対応や、日常の点検方法などについて研修を行うことは、防災に対する意識を高めるとともに、緊急時に適切な対応を行う上からも重要なことでございますので、実施する方向で検討してまいります。

今後も、樋門の管理につきましては、市民の生命、財産を守る施設として、管理人の皆様のお力をおかりしながら、万全を期してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○12番（高砂 朋子君） それでは、再質問をさせていただきます。

先ほど御答弁にありましたように、22カ所18名の方で携わってくださっているというところでございました。

管理人の方々の年齢でございますけれども、何歳から何歳ぐらいまでの方が携わっておられるのか。高齢化が進んでいるということではございましたけれども、その辺をちょっと具体的に教えていただきたいと思います。平均年齢は大体どのくらいなのかということも合わせてですね。それから、長年携わっておられるということも聞いておりますが、最長、どのくらい受託されている期間があるのか、その辺もあわせて教えていただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） まず最初に、管理人の方の一番高齢の方、また年少の方、その平均年齢ということでございますけれども、2月1日現在で管理人18名でございますけれども、その平均年齢は65歳でございます。最高齢の方が87歳、最年少の方が39歳となっております。

また、樋門の管理の勤続年数ということでございますけれども、平均で7.5年、最高、最も長い方につきましては、21年、今、管理をしておられる状態でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○12番（高砂 朋子君） 87歳の方が携わっておられるということを知って、ちょっと今びっくりしたわけでございますけれども、本当にお元気で、御無事で、お仕事をいただけるように、心からお祈り申し上げたいと思います。本当に感謝申し上げたいと思います。

平均年齢が65歳ということで、やはり、これから長年携わっていく中で、高齢化もさらに進んでいくのではないかと感じております。

一人ひとりとの委託契約と聞いております。先ほど御紹介しましたように、御家族の協力もなく、たった一人で頑張っておられる方もいらっしゃるわけでございます。決算のと

きには、今後は組織化も必要ではないかというふうに提案をいたしましたけれども、先ほどの御答弁の中で、自治会などの、団体への委託も考えているということでございました。ぜひとも安心、安定の中で委託が進むように、よろしく願いをいたします。

今回の質問に当たり、樋門管理条例を検索いたしますと、佐賀県小城市の河川の排水樋門条例がありまして、平成17年に定められておりました。目的、定義、樋門の管理、樋門の維持、報告、委任、この7条が具体的に定められておりました。「管理については、その所在する地区が行うものとする。ただし、従来の慣習によるものについては、この限りではない」という条文がございました。防府市においてどのような形がよいのか、今後の委託のあり方を検討していただきたいと思っております。

小城市の同条例には「樋門の維持に必要な消耗品は、公費をもって予算の範囲内において資材の提供をするものとする」とありました。

数年前、先ほど御紹介した管理人の方から、台風や大雨の際には樋門に大量に大きな木や――木切れなども含みですけれども、ごみが集まり、また、それが絡まっているので、それが大変除去に苦勞するんだというふうにおっしゃっておりました。それをずぶぬれになりながら、必死で取り除くわけけれども、そのときに雨がっぱや長靴が破れることもあると、道具はそんなに破れることはないから、長年、自分で買ったものを使用している。以前から雨がっぱや長靴ぐらいは支給してもらえないだろうかと、市の方に頼んでいるけれども、市のほうからは、そのくらいは自分で買ってくださいとのお返事だったと、そういったお話を聞いたことがございます。そのときは、私のほうからも現状を伝え、願いをしたわけでございますけれども、そこで質問いたしますが、樋門の維持管理に必要な消耗品などは、管理人の方々の要望を把握していただき、小城市のように予算化し、対応していくべきではないかと思っております。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 平成23年度までは、今、議員御指摘のとおり、管理人の方から要望があれば、また、申し出があれば、それなりに対応してきたというふうに考えておりますけれども、平成24年度につきましては、管理人18名の方に、現在、全員の方に、かっぱ等の消耗品につきまして、支給することとしております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○12番（高砂 朋子君） よろしく願いをいたします。

それから、委託料の件でございますが、算出の基本になっている根拠を教えてくださいませんか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 算出根拠でございますけれども、基本手当、樋門操作手当、ポンプ運転手当、じんかい取り除き手当、そして傷害保険料の相当額、これを合計して算定をしております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○12番（高砂 朋子君） 22カ所、さまざまな形態がございますので、月平均4万円と申しても、多少ちょっと差があるわけでございます。構造形態や操作の方法によることを根拠にして算出してくださってるということでございました。

365日、潮の干満を気にしながら、また非常時の対応を気にしながら、樋門の管理人の方は1年を過ごしてくださってるわけです。先ほど御紹介しましたように、二日三日と家があげられない、非常時の対応もある、自分が倒れたときの不安、そして後継者の不安を抱えながら頑張っておられる現状をお伝えいたしました。使命感の上に、大変な労力を必要とするわけですから、それに見合う対価は必要ではないでしょうか。

決算特別委員会のときに、土井議員が小・中学校のかぎの管理委託料について質問をされました。お一人、月2万円だったわけでございます。確かに、この、かぎの管理も大変な、大事なお仕事でございますけれども、先ほどから御紹介しましたように、この樋門管理のお仕事というのは、いろんな意味で緊迫感もあります。樋門の維持管理委託料が、その鍵の管理委託料の2倍の4万円ということについては、少し、私は、この設定の仕方はどうかということ、本当、率直に思ったわけでございます。この点について、御所見がございましたら、よろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（梅田 尚君） 現在の樋門の管理人の委託でございますけれども、22カ所、これを平均いたしますと、1カ所当たりでございますが、年額約55万円ということになっております。御質問の、この管理人手当の増額はできないかというふうな御質問と思っておりますけれども、現行の金額で新年度につきましてもお願いをしたいと思いますので、御理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○12番（高砂 朋子君） 年額55万円という金額が、高い低いというのはここでわかりませんが、今までの御説明をさせていただきましたけれども、大変な御苦勞があるということをお考えますと、それに見合う対価を支払っていくべきではないかと、私は個人的には思っております。どうか御検討のほど、よろしく願いをいたします。

樋門の整備・改修計画については、老朽化もあるということの御説明でございました。老朽化があるということは危険も伴いますし、使いづらいということにもつながります。

電動式は今後の検討課題だというふうな御答弁でもございました。今後の整備改修は、ぜひ計画的に、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、緊急時の対応についてでございますけれども、研修会については開催をしていただけるということでございますので、よろしくお願いをいたします。

樋門の管理については、本当にさまざまな御苦勞が伴います、皆様方の思いを酌んでいただいて、今後ぜひ、安心、そして安全、また安定の中でお仕事を続けていただけるような体制をお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、12番、高砂議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため13時まで休憩といたします。

午前11時44分 休憩

---

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き一般質問を続行いたします。次は、19番、田中健次議員。

〔19番 田中 健次君 登壇〕

○19番（田中 健次君） それでは、2日目の午後、最初の質問になりますが、質問の第1は、地域公共交通についてであります。

地域公共交通の問題については私自身、2009年、平成21年12月議会の一般質問で取り上げて、その中で、現在あります「防府市生活交通活性化計画」を再編し、「地域公共交通活性化再生法」に基づく「地域公共交通総合連携計画」として、策定し直すことを提言いたしました。

「地域公共交通活性化再生法」に基づいた、「地域公共交通総合連携計画」で定めた事業のうち、国の認定を受けたものは関係法律の特例が認められ、国の予算の重点配分が受けられます。県内では既に山口、宇部、岩国、山陽小野田、美祢の5つの市がこの計画を策定し、下関市、柳井市、周防大島町、周南市の3市1町も事業認定を受けて、地域の公共交通活性化に取り組んでいます。そこで、防府市も現在の計画を再編して計画をつくり直すべきではないか、というのがそのときの私の提言の趣旨でありました。しかし、今後、研究・検討する、というような消極的な答弁で、具体化をしておりません。

この地域公共交通に関しまして、2009年9月に発足しました鳩山内閣の事業仕分けで、この「地域公共交通活性化・再生総合事業」という制度が「直ちに廃止」と結論づけられ、代替制度を実施するため、2010年——翌年ですけれども——平成22年10月、

政策コンテストを実施し、公共交通事業はその中の全189事業の中で9位にランクされ、95%の人が肯定的でありました。

この「地域公共交通活性化・再生総合事業」は、2011年、平成23年3月末で廃止されましたが、2011年4月からは「地域公共交通確保維持改善事業」に変わりました。これは、「地域公共交通確保維持事業」、「地域公共交通バリア解消促進事業」、「地域公共交通調査事業」の3つの事業から成り立っております。そして制度の見直しも行われております。

しかし、いずれにしても、この事業の補助を受けるためには、都道府県、地方自治体、交通事業者及び交通施設管理者で構成する、いわゆる「生活交通ネットワーク協議会」、これを開いて、「生活交通ネットワーク計画」の策定がなければ、国の補助が受けられないということは、従来の地域公共交通活性化・再生事業と同じこととなります。

そこで、質問の第1番目として、この地域公共交通確保維持事業に対して、市はどう考えておられるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

質問の2番目は、現在の防府市生活交通活性化推進協議会をこの生活交通ネットワーク計画を作成するための協議会に再編するか、新たに設置するということに対する市の考え方についてお伺いをいたします。

さらに、現在、路線バスや、市民からの要望もあるコミュニティバスや乗合タクシーについて、これまでも議会の一般質問でさまざまな提言、要望がされてまいりました。今議会でも、昨日、木村議員からこういった質問が出されておりますけれども、もう一つ具体的な回答がありません。

そこで、質問の3番目は、昨日の答弁とダブるかもしれませんが、市の地域公共交通に対する今後の考え方を改めてお伺いをしたいと思います。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 19番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） まず、1点目の地域公共交通確保維持事業に対する市の考え方についてのお尋ねにお答えいたします。

国のこの事業は、「生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等、移動にあたっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援すること」を目的に、これまでの地域公共交通に係る国の支援策を抜本的に見直し、議員御指摘のとおり、平成23年3月末に「地域公共交通確保維持改善事業」、

いわゆる「生活交通サバイバル戦略」として要綱制定されたもので、その内容は、「地域公共交通確保維持事業」、「地域公共交通バリア解消促進等事業」、「地域公共交通調査事業」の3つの事業で構成されております。

御質問の「地域公共交通確保維持事業」はその一つで、存続が危機に瀕している生活交通のネットワークについて、地域のニーズを踏まえた最適な交通手段を確保し、維持するため、「生活交通ネットワーク計画」を策定し、それに基づいて実施される取り組みを一体的かつ継続的に支援する事業でございます。この事業は、交通事業者に対し、運行費等を補助するもので、広域幹線系統のバス路線などが対象となります。

県内の関係市町では、山口県が事務局となっている「山口県生活交通確保維持改善協議会」において、「生活交通ネットワーク計画」にかわる「山口県地域間幹線系統確保維持計画」を策定しておりまして、これにより地域間を結ぶ広域幹線系統のバス路線が補助対象となっております。

今回の要綱制定による変更点としては、支援の方法が事後的な補てん方式から、標準的な単価により事業費等を算定する事前算定方式になっております。また、広域幹線系統のバスの補助要件が緩和されるとともに、一定地域内を運行するデマンドバス（タクシー）等についての支援が拡充されております。こうした支援措置の拡充は、高齢化の進む時代の流れに対応したものでございまして、本市の将来的な生活交通の運行形態等のためにもプラスとなるものと考えております。

次に、2点目の御質問の生活交通ネットワーク協議会の設置に対する市の考え方ですが、御質問の「生活交通ネットワーク協議会」は「地域公共交通確保維持事業」による支援を受けるために必要な協議会で、これに当たるものとして、山口県においては「山口県生活交通確保維持改善協議会」が設置されておりまして、本市に係るバス事業については、その中で協議しておりますので、既に協議会は設置できているものと考えております。

御案内のように、本市では、生活交通を守り育てる体制づくりに向けた取り組みとして、「防府市生活交通活性化推進協議会」を設置し、「生活交通活性化計画」の進行管理を行っているところでございます。

さらに、現在、本市の新しい生活交通の運行形態等の実現に向けた取り組みを進めているところでございまして、デマンドバス（タクシー）などを具現化していく段階での運行経路の決定や運賃の設定等に当たっては、「道路運送法」に定められた「地域公共交通会議」を設置し、そこで協議をしていくことが必要となってまいります。その場合には、現行の「防府市生活交通活性化推進協議会」を再編することも十分考えられることと存じま

す。

3点目の、市の地域公共交通に対する今後の考え方でございますが、昨日の御質問に、生活交通についての答弁と重複する部分もあるかと思いますが、その点は御了承をお願いいたします。

生活交通は、市民生活に欠くことのできない大切な移動手段でございまして、その重要性は高まっておりますが、それを取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。

その中で、平成21年3月に市内の路線バスを中心とした生活交通の維持及び活性化策として、「みんなで守り、育てる地域の財産 生活交通」を目標にした、「防府市生活交通活性化計画」を策定し、まずは生活バス路線の確保を図ることを重点として、利便性の向上や利用促進等の取り組みを進めているところでございます。

今後も引き続き、持続可能な生活交通の基本となるバス路線の利用者の増加に向け、ハード、ソフト両面からの利便性向上のための取り組みを進めるとともに、「防府市生活交通利用促進月間」における各種イベントを実施することなどにより、潜在需要の発掘に努め、路線バスの利用促進に努めてまいりたいと存じます。

こうした継続的な取り組みを続ける一方で、周辺地域などでは住民の高齢化等により、生活交通による移動が困難な場合も生じてきておりますので、コミュニティバスなどの新たな生活交通の形態も検討が必要な時期に来ていると考えておりまして、現在、徳山工業高等専門学校に、防府市におけるバス路線のあり方について研究を依頼しており、その中で、防府市全域のバス路線網の再検証に加え、バス路線の空白地域についての研究もお願いしているところでございます。

依頼した研究では、防府市の人口分析データとGIS——地域情報システムを用いたシミュレーションの分析によって、現状を細かく把握することにより、本市にとって最も有効と判断されるバス交通網の編成モデルを作成していただき、本年度の研究結果として、各種のデータ上から想定される交通不便地域の乗合タクシーの導入やバス停の位置の変更、また、通院を視野に入れたバス路線等についての提案をいただくこととなっております。

来年度は、その研究結果に基づいたアンケート調査を実施し、個別の地域に適した路線や交通体系等について、地元住民の生活実態を反映したものとなるよう、さらに具体的に研究を進めていただく予定としております。

市といたしましては、その研究成果などをもとに、バス事業者等と協力しながら、個別の地域にふさわしい新しい生活交通の運行形態を検討し、構築してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 答弁で述べられたことはそのとおりなのですが、ちょっと、余り誠実ではないということを感じました。

私が求めている協議会は既に県において設置をされておると、それはそのとおりなんですけれども、それは、要するに地域間の幹線経統の確保という意味でつくられておるわけです。

私が求めているのは、先ほど市長が答弁された中でありましたように、この事業が、コミュニティバスだとかデマンドバス、あるいはデマンドタクシー、こういうものにプラスになっていくと、そういう事業だと、で、そのための、まあ、この事業の中身でいくと、「地域間幹線系統確保維持計画」ではなくて、言葉はややこしいですが、「地域内フィーダー系統確保維持計画」というような形で、幹線のバス路線につながるような枝の、そういったバスの路線、そういうものをきちっとするために、私は、「生活交通ネットワーク計画」ですね、それをつくれと、そのための協議会をつくってほしいと、こういうふうに言ってるわけです。

それで、徳山高専の先生にお願いしたような形のように、コミュニティバスだとかデマンドタクシーだとか、そういうものをこれから導入していこうという方向に向いてるわけですね、今、防府市は。方向に向いているわけですから、当然この事業に乗っかっていかないといけないと思うわけです。

そのためにはもちろん、先ほどの運送法に基づく交通会議ですか、そういったものも必要になってきますが、ただ、この生活交通ネットワーク計画に乗るためには、こういう人を必須の構成員で入れなさいというふうになっております。その中には例えば、これは国のほうの関係の役人の人にも入ってくださいというふうになってるわけですね。

これは非常に柔軟的に国のほうは、この「地域公共交通確保維持改善事業」の実施要領——要綱とは別に、実施要領というのをホームページでも見ることができますが——新たに設置しなくても既存の協議会の場に、必要な関係者が入って議論すればいいんだと、こういうふう言ってるわけです。わざわざ要綱も変えなくてもいいんですよということまで書いてるわけですから、今の市がつくってる推進協議会ですね、生活交通の、その中にそういった国の人を入れて、そしてデマンドバス、そういったものをこれからそっちのほうに行くというわけですから、そういうことを前向きに検討しないのかどうかというふうにお聞きしとるわけで、ちょっとこの辺、もう一度答弁、お願いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 生活交通ネットワーク計画をつくって、きちんと今後の防

府市の交通体系というものを協議していったらどうかという御質問だろうと思います。

そうした中で、先ほどの協議会の話でございますけれども、県においては幹線道路、いわゆる広域路線の補助系統についての協議会を持っておるわけでございます、そこに防府市、もちろん県内の市町が加わって協議して、国のほうから赤字路線についての助成をいただいているところでございます。

そうした中で、田中議員がおっしゃいますのは、市内の枝葉の部分の計画をつくって、きちんと今後の交通体系というものを確保していくべきではないかという御質問でございます、当然、そのような方向で今後は考えていく必要がございます。

そうした中で、先ほどの計画でございますけれども、この、今、持っております「生活交通活性化推進協議会」、ここに、先ほど議員が御指摘の、例えば地方運輸局とかいった方を含めていけば協議会にもなるわけでございますけれども、今後、今、徳山高専のほうに研究を依頼しております、いろんな、例えばデマンドバスとか、デマンドタクシーの部類を行っていく場合には、ちゃんとした、道路運送法に基づきます地域公共交通会議、こういったものを設置する必要がございます。そして、もちろんそこにはバス事業者とか、今言いました運輸局の方、あるいは市、そして市民の方等も含めて、本来の生活交通のあり方について協議していただき、しかも運行経路とか、あるいは運賃をどのようにしていくとか、具体的などころまで決めていく必要がございます。

そういったことで、将来的に、もう地域公共交通会議を設置する時期ではないかということを考えておりました、任意の協議会という形よりも一步踏み込んで、地域公共交通会議を、今の徳山高専の研究をいただいた次の段階として、設置していく時期にあるのではないかというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 次の段階でということ言われますので、ぜひ、じゃあ、それを見守りたいと思いますけれども、私がしつこく、こうやって申すのは、それなりのわけがあるわけです。

防府市では、これまでコミュニティバスというものを導入ということが、議論が随分前からされてまいりました。そういう中で、これは緊急雇用事業でありましたけれども、買い物だとか観光というようなことが割とメインであって、「街なかぶらっとバス」ですか、これが平成16年まで実施されました。17年には、これはなくなってしまったわけであります。

ある意味では、これをそのまま緊急雇用創出という形で、国からお金が来たということで、それで事業をしたわけですがけれども、それをそのまま維持、継続していく、あるいは

それをその時点で見直していくということで、コミュニティバスというものがそのまま定着するという機会がまずあったと思います。しかし、それは残念ながら見送られてしまったわけですね。

それから、平成19年度には生活交通活性化報告書が出されました。これについてはコミュニティバスだとか、デマンドタクシー——乗合タクシーという表現だったかもしれませんが、こういうものについて検討する時期に来てるというような文言がありましたけれども、19年度につくられたその報告書、それから、20年度につくられましたその生活交通活性化計画、これでは「検討する」とどまって、結局、私どもは、この中でコミュニティバスだとか、そういったものについて、もう少し具体的なものが書き込まれるのではないかという形のものが、ここでも見送られてきたわけです。

そういう意味で、次に徳山高専の先生に研究をお願いするという形で、少し進んだのかなあという、具体的にはなかったのかなあという形ではありますが、2度あることが3度もあっちゃいけないわけで、そういう意味で、ぜひ今回については前向きに取り組んでいただくと。で、そのためにはやはり、国のそういった関係の方、ひっくるめたところに、防府市が一步、形を示すということが必要ではないかという趣旨で申したわけであります。

防府市も、予算編成のときに「選択と集中」という言葉が使われます。「選択と集中」というのは、最近一つの時流になっております新自由主義的な言葉でありまして、選択されなかったところは、予算が行かないということになるわけですね。選ばれたところには、そこに集中的に予算が行くけれども、選択されなかったところは切り捨てられるということになるわけで、国のほうもこの地域公共交通について「選択と集中」というような言葉を使っています。防府市が、その中できちっとした姿勢を示さないと、漏れてしまうということになりかねませんので、この辺ぜひ、今後頑張っていただきたいということだけ申し上げて、あとは今後の事業展開などを見守りたいというふうに思います。

それで、質問の2つ目に移らせていただきます。

質問の第2は、要綱集について、要綱のホームページ公表についてお尋ねをいたします。

防府市の行政は、各種の法律を基本に条例を制定し、その条例を施行するに際しては、さらに規則あるいは規程を定めております。この条例、規則、規程は防府市例規集として、加除式の書籍としてまとめられて、防府市のホームページにもそのすべてが公表されております。この条例、規則、規程のほかに、行政の内規として要綱が定められて、これに基づき市のさまざまな行政は具体的に実施されております。

ちょうど18年前になりますが、平成6年の3月議会で、それまで各担当課で管理していた要綱をまとめて、市民にも情報提供するように、私、一般質問で求め、これはその

後——現在バインダーで5冊ぐらいになっておりますが、現在の要綱集として実現をし、情報公開窓口、それから図書館等で市民も閲覧できるようになりました。この要綱は、市民と行政の関係を制度的仕組みとして定めたものという言い方もされますが、さまざまな補助金等の交付要綱、それから福祉をはじめ各分野の事業実施要綱、それから許可申請にかかわる指導要綱など、市民生活にも関係してまいります。市のさまざまな行政は、要綱に基づき実施され、市民生活にも関係している現状を考えれば、要綱集を例規集と同様に、市のホームページで公表すべきではないかと思えます。

最近、他の市の条例などを調べるときに、あわせてこの要綱集がホームページ上に出ておる自治体も数多く見られるようになりました。

防府市についてどうするのか、市の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 要綱集についての御質問にお答えいたします。

要綱は、地方公共団体のさまざまな分野において定められております。そしてその内容は、法令、条例、規則などに基づく制度の運用に関するもの、懇談会設置要綱などの行政の内部組織に関するもの、補助金交付要綱などの給付・サービス行政に関するものなど、行政を執行する上での方針、事務処理を行うための一般的な基準、手順などを定めたものでございます。

本市の要綱につきましては、各課の要綱を取りまとめた防府市要綱集を平成8年から公表してきており、毎年2回、新規制定や改廃された要綱の加除を行いながら、現在、市役所1号館1階にある閲覧コーナー、市内10カ所の出張所、図書館などに配置し、市民の皆様閲覧していただいている状況でございます。

しかしながら、要綱集を配置しております施設が限られており、閲覧できる時間にも制約がございますので、市民の皆様が自由に閲覧することのできるよう、市の条例や規則などと同様に、市のホームページに要綱集を掲載することを昨年度から庁内におきまして検討してきております。

現在、掲載の準備を進めており、今年度につきましては、要綱の文字の大きさを拡大するなど、書式について一部見直しを行ったところでございます。

今後は、各課が個別に管理しております要綱のデータを取りまとめ、ホームページの掲載場所や更新などの管理方法について検討いたしまして、平成24年度のできるだけ早い時期に要綱を掲載し、市民の皆様閲覧環境の改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 24年度の早い時期にされるということなので、再質問、改

めてする必要もないわけですが、今あります要綱集、その1冊目に目次がついております。目次の字が割と大きいということもあるかもしれませんが、この目次だけで44ページあります。ちょっとこれの要綱の数まで数えておりませんが、かなりの数があるということで、この辺はかなり大変な作業になると思いますけれども、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

質問の3番目は、平成24年度施政方針について、そのうちの学教教育について2点ほどお尋ねをいたしたいと思います。

まず、新年度にコミュニティ・スクール制度をすべての小・中学校へ導入すると、施政方針で述べられていますが、このコミュニティ・スクール制度、学校運営協議会についてお尋ねをいたします。

コミュニティ・スクール制度とは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、この法律の第47条の5により、指定された学校に学校運営協議会を置くというものです。この学校運営協議会の委員は、地域住民、保護者のほか、教育委員会が必要と認める者が任命されますが、学校運営協議会は、教職員の人事に意見を言うことが可能となるなど、学校運営に大きな権限を持つこととなります。

それゆえ、市内のすべての小・中学校への導入は、私は慎重にすべきではないかと考えておりますけれども、この点についての御見解をお伺いしたいと思います。

施政方針のうちの2つ目の問題ですけれども、これは同じく学校教育についてであります。学校図書館司書の増員についてお尋ねをいたします。

今年度には、今の平成23年度には、1名の学校図書館司書が小学校17校を掛け持ちで月1回程度循環する形で、今、配置をされておりますが、新年度はこれを2名に増員するというので、先進的な他市の例と比べれば、余りにものろい歩みでありますけれども、増員そのものは評価すべき点であろうと思います。

しかし、新年度が2名体制ということであれば、中学校への配置はやめ、小学校へ2名配置し、小学校での充実を当面急ぐべきではないかと思っております。この点についての御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 執行部の答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 平成24年度施政方針についての御質問にお答えいたします。

学校教育についてということで、まず、学校運営協議会の導入に関する御質問にお答えいたします。

防府市教育委員会では、今年度から「学問のまち 防府」を合い言葉に、「学校の教育力の向上」、それと「家庭・地域との連携の強化」を重点目標に掲げまして、家庭・地域の教育力を積極的に学校に取り入れ、学校と地域とが一体となって子どもを育てる体制づくりに取り組んでまいりました。

以前は、「学校は閉鎖的である」とか、「学校のために何か支援したいが、敷居が高い」などの御意見がありました。最近はそのそれぞれの学校において、全校授業を一般公開したり、学校だよりを各自治会に配付したり、また、地域の方をゲストティーチャーとしてお招きしたりするなど、開かれた学校づくりを進めてきております。

また、各学校にはこれまで校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることのできる学校評議員を置いており、その意見も参考にしながら学校運営を行ってまいりました。

今まで行われてきた、この開かれた学校づくりや、学校評議員制度を一步進めたものがコミュニティ・スクールであります。この、コミュニティ・スクールの一番のねらいは、学校と地域の力を合わせることによって、互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域の子どもの成長を支えていく、そんな学校づくりや地域コミュニティづくりを進めていくことです。

現在、全国で789校、山口県内では54校がコミュニティ・スクールに指定されております。その数は、今後ますます増える傾向にございまして、山口県では来年度、本市以外で111校が指定される予定となっております。

本市の、全小・中学校のコミュニティ・スクール導入に向け、防府市教育委員会ではその準備を慎重に進めてまいりました。まず、平成22年、23年の2年間、大道小学校におきまして、コミュニティ・スクール推進委員会を設置し、コミュニティ・スクール導入に向けて研究を行っていただきました。大道小学校の、昨年度末の中間発表及びこの2年間の研究の成果は、コミュニティ・スクール導入に向け、大変参考になりますので、全市に広げていく予定でございます。

また、各学校におきましても、今年1年間かけて、学校を支援していただいている地域の見守り隊、学校支援ボランティア、PTA、自治会、学校評議員、さらには学校評価委員の方々などの学校支援人材バンクの整備が行われ、学校運営協議会設置に向けた準備が進められております。

コミュニティ・スクールを推進していくことは、地域の教育力を学校教育に生かして、地域ぐるみで子どもたちを支えるために大変重要なことでもありますので、防府市教育委員会といたしましても、コミュニティ・スクールの導入は積極的に進めてまいります。

議員からは、教職員の人事について御心配をいただいておりますが、学校運営協議会か

らいただいた御意見は尊重しつつ、学校経営の責任者はあくまで校長でありますので、人事については学校運営協議会の意見も含め、校長の具申を受け、最終的に教育委員会が人事を決定いたします。したがって、議員が御心配されるような学校運営協議会が人事について大きな権限を持つことはないと考えております。

次に、学校図書館司書について、御質問にお答えいたします。

今年度から、学校図書館活用促進事業として、学校教育課に学校図書館司書1名を配置し、市内17校の小学校に対して、巡回指導を行ってきました。各学校からは「児童の読書量が増えた」「学校図書館の整備が一層充実した」など、成果の声が届いております。

平成24年度は、さらに学校図書館司書1名の増員を予定しており、2名体制で市内の小・中学校27校を巡回指導いたします。2名体制での巡回により、小学校は巡回回数が本年度より増えますし、中学校の読書活動の充実も図ることができると考えております。

学校図書館司書の配置に関しましては、児童・生徒の読書活動支援のためにも、今後とも継続的な増員を検討してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 開かれた学校運営協議会、コミュニティ・スクールについてであります。開かれた学校づくりをするという方向について、私は異論があるわけではありません。そういう意味で、大道小学校でモデル的にやられたということについても、多分、私はその中身、詳しく承知しておりませんが、それについて大きな問題があったということでもありません。

問題は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて、大道小学校の場合にはこの法律に基づかない形でやってきたわけです。権限は。ところが4月からは、この法律に基づいた権限を与える形でコミュニティ・スクールを運営していくと、このことが問題だと私は言っているわけです。

先ほどの教育長の答弁は、私に言わせれば、法律の文章を正しく読んでいないということになります。先ほど、人事についての意見は、学校の、要するに、校長がその責任者であるから、校長の具申という形で物が上に伝わるというふうに言われました。

ところが、法律は、そうは書いてないんです。学校運営協議会の第47条の5の第5項、「学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。」つまり、校長に意見を述べることができるんじゃないんです。これは、県の教育委員会に学校運営協議会が意見を述べるができるわけです。その点についての認識はどうですか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 先ほどの答弁の中で申しましたが、今、議員御指摘の地教法、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、第47条の5の第5項、いわゆる「職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。」、そのような条項がありますが、私ども現在、教職員の人事異動、採用については全く学校に云々はございません。採用は、県、任命権者の採用でございます。

それで、現在、学校を取り巻く人事につきましては、校長が学校の実情に基づいて職員の異動を考えるとときに、まず、市教委に具申します。で、市教委は内申という形で県と話し合っ、最終的には県が任命します。

で、この条文には「意見を述べることができる。」とありますが、私どもは、先ほど申しましたが、学校運営協議会の意見も含め、校長の具申を受け、最終的に教育委員会が云々と申しました。で、私どもはこれをこのように、校長の具申というふうに、運用できるというふうに、今、考えております。今までも、これまでも先進市の事例ではそうしたことがありましたので、私どもはそのように運用するというふうにしていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 要するに、他の県では法律と違ったことを運用でやってるので、防府市もそれをやるという答弁になるわけですね。

これは、文部科学省が出しております。文部科学省のホームページでコミュニティ・スクールという形で書いてあって、この47条の5の条文解説であります。それで、これについてははっきりこういうふうに書いてあります。「県費負担教職員に関する学校運営協議会の意見については設置者としてその内容を了知しておくことから手続上市町村教育委員会を経由して都道府県教育委員会に提出されるものであり、市町村教育委員会においてその内容が変更されるものではありません。」と。

つまり、学校運営協議会から出された意見は、そのままストレートに県の協議会に伝えなくちゃいけないと。ただ、市の教育委員会が学校を設置しておるから、どういう意見が出ただけは承知しておくということですね。

それから、別のところでは、先ほど教育委員会が言われた具申あるいは内申、これと別に学校運営協議会の意見の申し出というものが並行してあるんだと、こういうふうにあります。で、この2つが違う場合もあり得ると。違う場合においては、県の教育委員会でそれを精査して、その違いはどちらかにしないといけないわけですから、違う場合もあり得ると。

だから、先ほどから教育長が言われるような形でやるということは、この法律と異なる運営をするということになります。そういう認識にはならないんですか。普通に読めばそうなるわけですが。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 校長の具申を受けて、市教委が内申ということになるかと思いますが、具申の中に、この学校運営協議会の意見というふうに書いておけば、それは、いわゆる任命権者、県教委にその意見は届くものと考えております。で、それはやはり制度的な運用によるそうしたもので、運用でできるというふうに考えております。

で、私ども今、極端な例として人事権云々というふうなことになっておりますが、この学校運営協議会で、例えば、今まで先生が、学校の教員が排斥されたという、そうした先例は聞いておりませんし、本市で、この学校運営協議会というのは、やはり学校と地域がともに子どもの学びあるいは育ちを見守っていく、そうしたところがございますので、もし、たとえ教員について、そうした学校運営協議会のほうで御意見が出たならば、これは結果として受けとめて、それをそのまま報告じゃなくて、やはり、年度初めから年度末まで、恐らく月1回程度この会議が開かれると思います。そうした中で、もし教員に対するそうした学校運営協議会の意見がありましたら、校長がそれを聞いて、その見方について本当に正しいのかどうか、校長は説明する責任もありますし、もし、そうしたことが、いわゆる地域の声として上がってくるならば、学校として、その教員の、例えば指導なり、あるいは授業なり、そうしたものを改善していく。ありがたく意見として受けとめ、学校運営を改善していく。そうしたところで、ともに子どもたちを育てていく。で、学校もそうした授業力、授業の改善、さらには教育力の向上、そうしたものを目指す。そうしたところでは、決して法的にすぐ人事が云々という話になるものではないというふうに、私どもはとらえております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 物事の本質がよくおわかりにならないんだと思うんですが。

私も、今、教育長が言われたように、現場で運用されれば良いと思うんです。学校運営協議会とは別の名前を使って。それから、この「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の47条の5の指定をしないで、それで運用すればいいわけです。そうすれば、何も私が心配しているようなことは起こらないわけです。

この、法律にのっとなって指定することに、何か意味があるわけでしょうか。私は、法律にのっとなって指定すれば今のような弊害が出てくるのではないかと。だから、先ほどから言っておりますけれども、開かれた学校づくりということは賛成ですし、そういった形で

運用されるのは異論があるわけではありませんが、しかし、法律にのっとって指定をすれば、当然、学校運営協議会はそういったことが、法律上権利が生じるわけですね。

先ほどから教育長は何度も、学校を通じてとか言われますけれども、問題になっている5項の1つ上の4項は、こう書いてあります。「学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）」と。5項に関する事項を除いて、教育委員会または校長に対して意見を述べるができること。人事のことについては、教育委員会とか校長に意見を述べることはできないんですよ、ね。県の教育委員会に意見を述べるができるんです。

だから、どうしても県の教育委員会じゃなくて、校長なり、すれば、この5項にひっかかってくるわけですから、この47条の5に基づかない任意の協議会をつくられば何も問題は生じないし、それですべてうまくいくわけです。

この47条の5を何か適用することのメリットがあるわけでしょうか。私はデメリットばかりだと思うんです。デメリットが大きいと思うんですけれども。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 議員の御心配は私ども真摯に受けとめさせていただきます。御心配ありがとうございます。

しかしながら、私どもは、教育と申しましても、普通の、いわゆるどこでも行われているような教育ではございません。やはり公教育、市民の負託を受けて、そして市の子どもたち、すべての子どもたちにそうしたものをきちっと、やはり、確かな教育を届けるということでは、絶対にこうした法に基づいて行う。

議員は今、地教行法の47条の5の第5項あるいは第4項とか申されていますが、その次、第6項、第7項もございます。この、余りにも学校運営協議会が一方的に学校に不利益になったりするようなときは、やはりそれはふさわしくございませんので、指定解除とか、そうしたこともあります。そのように持ち込むのは私どもの本意じゃございません。

やはり、地域の方々と学校が一緒になって、やはり地域の子ども——子どもたちは本当に学校を選ばません。市内のどこの学校におきましても同じように、ある一定水準のもの、さらにそういう中でそれぞれの地域の課題がございます、そうした課題に対応していくために、地域の方のお力、さらにはお知恵をおかりする、そういうものが、この学校運営協議会、コミュニティ・スクールだと思います。

昨日の弘中議員の、いわゆる地域の宝と言うべき有識者の方の、補助役としていろいろお力をかりる、それは私ども大変ありがたいことでございます。そうしたこと、さらには、前々から私ども、議員の方から、子育ては地域とともにということ、ずっとかねがね言

っていただきました。で、ようやくそうしたことに向けて、このコミュニティ・スクールという制度を通して、今まで十分な準備をしながら、ようやく24年度からやれるというふうなめども立ちましたし、その準備は私ども行政だけじゃなくて、各学校で行って、校長先生方も今まで、本当にそちらに向けて取り組んでまいられました。そうしたところでは心配のない取り組みかと思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 答弁になってないんですね。

私は、例えば、だから、モデル校でやった大道小学校のことを引き続いて継続していけばいいと言ってるんです。別に、学校と地域が開かれた学校づくりを目指すことについて、あるいは地域の力を取り込むことについて、反対してるわけじゃないんです。

だから、47条の5に基づく指定のメリットは何ですかと言っても、教育長は、学校と地域が一生懸命やるのが大事なんですと、繰り返すだけで。それは、法の指定を受けなければできないことではなくて、大道小学校ではそれを今年度と前年度と、2年間かけてやられたわけでしょ。それじゃあ、なぜいけないんでしょうかと言ってるわけです。

指定をするメリットは何ですかと。今の答弁、お聞きするところによると、関係ないことばかり言われるということになると、指定するメリットを、具体的にこういうことですよというふうには言えないわけでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） すみません、私ののどりが悪いのかもしれませんが、今、大道小学校で2年間にわたってこのコミュニティ・スクール推進事業ということで、その調査・研究、取り組んでもらいました。この取り組みはやはり、いわゆる47条の5の第5項云々、これについてはなかったかもしれませんが、その他の学校運営協議会を通しての、まあ、この大道小学校では、コミュニティ・スクール推進委員会という、名前が、そのような名前になっておりましたけれども。この法に基づいてやるからには、今度は大道小学校のコミュニティ・スクール推進委員会も学校運営協議会というふうに名前がなるかと思えます。

こうした取り組みというのは、一文を通してじゃなくて、この取り組み全体を通して私どもやってまいりますので。決して、今、議員が御指摘のような、地教行法の47条の5の第5項に特化したような、そうした扱いは本旨ではないというふうに今、強く思っております。お答えできるのはそのことです。すみません。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 要するにメリットが余りないということがよくわかりました。大道でやってるようなコミュニティ・スクール推進委員会で、全学校をこの法に基づかない形でやられればいいということを、私としては納得をいたしました。

それでは、時間もあと5分しかありませんので、学校図書館司書の話に移りたいと思いますが。これ、去年の9月議会でも申したわけですけれども、防府市は平成15年度に、学校図書館に人を3人配置しました。平成16年度は7人配置しました。これは、いずれも緊急雇用事業という形で、さっきの「ぶらっとバス」と一緒に17年度からなくなってしまったわけですが。

23年度にやっと1名、24年度に2名、この分でいくと25年度に1名ということになるのか、あるいは10名ぐらいになるのかわかりませんが、このとき、3名とか7名はすべて小学校に配置をしていただきました。小学校で2校ないし3校かけ持ちという形で、それなりに成果が上がったというふうに、当時の教育委員会も言われておりましたし、私もそう思っております。

ところが今年度は、1人の方が17校かけ持ちという形で、これは非常に大変だろうと思います。来られるほうも1カ月に1回、あるいは2回ということも、ひょっとしたらあるかもしれませんが、平均的に1回という形です。

1人で17校よりも2人で27校であれば、小学校に行く回数は増えると言われるかもしれませんが、その2人の方が小学校と中学校、今度は両方行くわけですか。小学校と中学校は教科書が、使うものも違ってきますよね。そうすれば、学校図書館司書の方が準備する内容も大変になっていくわけです。

そういうことから考えれば、やはり私は、小学校に集中すべきではないかと。

例えば、岩国市は今の年度、5名おります。5名をどういうふうにしてるかという、1人2校です。小学校1人2校で10校ほど。岩国には30幾つの小学校があるんですけども、10校だけ行くと。あとは行けないわけですけれども、それは多分、順次増やしていくということでしょうけれども。

やはりそうしないと、学校図書館司書の方が非常にハードな仕事になると思いますよ。学校の規模が違う。それから、そこに入っている、例えば、学校の図書館ボランティアの人がどういう活動するかが違って。それから、司書教諭の先生の取り組み姿勢も、まあ、こう言ったら悪いですけども、熱意がある方と、そうでない方がやっぱりおられると思います。

そうすると、17通りの対応を考えていけないといけないわけですね。そうすると、非常にその方は大変だろうと思います。で、もし、今のような形でもう、1人が17回こ

とを、それで、スタイルで始めてしまいましたから、今さら、1人が2校だとか3校に限定してというわけにはいかないかもしれません。

そうであれば、せめて、中学校には拡大しないで小学校だけにして、そうすれば、2人の学校司書の方は、同じ教科書の、例えば、それに出てくる参考の本がこんなものがある、理科の本、社会の本、国語の本ではこんなものがあると、そういうものが子どもの読書のために参考になると、そういう本の紹介も、お互いに研さんし合っできるわけですね。

そういう形で申しておるわけでありまして、中学校を、別に、後回しにしていいという、もちろん、つもりはありませんけれども、しかし、授業の効率的な、有効な運用ということを考えれば、やはり小学校に2人を配置するのが当然じゃないかというふうに、意見だけ申し上げて、時間が来ましたので、これで質問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、19番、田中健次議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、24番、山本議員。

〔24番 山本 久江君 登壇〕

○24番（山本 久江君） 日本共産党の山本久江でございます。本日の最後の質問となりました。どうかよろしく、お願いをいたします。

今回は、市の施設等の老朽化対策について、それから介護保険事業について質問をさせていただきます。

今後10年間の防府市を取り巻く環境の変化、それに対する課題というのはさまざまでございますが、大きな特徴として指摘されていることは、人と物のサイクルの変化、つまり、人で言えば、人口減少と少子高齢化の進行であり、物で言えば、多くの社会資本が高度成長期に整備をされましてから40年、50年と経過をして老朽化が進み、その対策が市民の安心・安全という点からも、待ったなしの課題であるということでございます。持続的に発展し続ける地域社会を次の世代に引き継いでいくためにも、私は、そういった問題意識を持ちながら、以下、通告の順に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず第1点目は、市施設等の老朽化対策についてでございます。

最初に、橋りょうの長寿命化事業についてお尋ねをいたします。

平成19年度国土交通白書では、全国で建設後50年以上経過する社会資本の割合を推計いたしております。

それによりますと、道路橋で言えば、平成28年度に約20%である割合が、平成38年度には何と47%になると、こういう推計をいたしております。

防府市では、市が管理する橋りょうについて、従来の、損傷が発見されてから補修を行

うという、対症療法的修繕から、損傷が軽いうちに対策を講じていくという、予防的修繕に転換することによって、橋りょうの長寿命化を図る、こういう事業に着手をいたしております。そのことによって、維持修繕費用の縮減が図れますし、何よりも、安心・安全な道路網の維持を図ることができます。

平成22年3月末現在、2メートル以上の橋りょうは725ありますけれども、全体計画では健全度把握調査を4年間かけて、今年度で終了することになっております。その結果はどのような状況であったのか、また予防的な修繕と計画的なかけ替えを実施するための長寿命化計画策定は、平成21年度から24年度までですけれども、その現状について御答弁をお願いをいたします。

2点目は、上下水道の施設の老朽化対策についてでございます。

まず、上水道について、平成22年3月に策定をされました、防府市水道ビジョンでは次のように指摘をいたしております。

すなわち、第4期拡張事業で昭和50年代から布設した管路、これは基幹管路の大部分ですけれどもこの管路、あるいは水源地、増圧ポンプ所、配水池などは、これは比較的新しい施設ですが、それ以前に布設した老朽管路や施設の更新が急務となっている、こういうふうな水道ビジョンでは指摘をいたしております。特に配水管について、40年以上の法定耐用年数を超えた管路が相当残っております。法定耐用年数が実際に使用可能な年数を規定するものではございませんけれども、当時布設された管路の材質からいって、早期の更新が求められるのではないのでしょうか。

水道ビジョンでは、今後、実際に使用可能な期間を考慮した更新計画の策定もうたわれておりますが、現在、どのような状況になっているのか、今後の、老朽化した施設の更新に向けての計画についてお尋ねをいたします。

また下水道では、処理人口普及率が平成22年度末現在、60%であることから、まさに市民が衛生的で快適な生活を営む上で、根幹的な施設として、さらに事業計画、この区域を広げて整備を進めていくことが求められます。

しかし一方で、事業開始から50年近くが経過をいたしてございまして、下水道施設の老朽化が進んでおり、その対策が求められます。新年度、引き続き、浄化センターの設備の改築に係る予算も計上されておりますけれども、汚水管渠を含む下水道施設の老朽化対策について、どのように検討をされているのかお尋ねをいたします。

3点目でございますが、公民館の整備についてお尋ねをいたします。

今日、ライフスタイルの多様化、あるいは個性化のもとで、市民一人ひとりが生涯にわたって、いつでもどこでも学びたいことが学べ、生き生きと活躍できる生涯学習社会の実

現が求められております。防府市も平成12年、生涯学習都市宣言を行いまして、今、その推進に力を注いでいるところでございます。公民館は、その拠点施設としての役割を持っています。

さらに、平成22年3月に市が実施をいたしました、公民館等利用者アンケートの調査、及び生涯学習に関するこの意識調査ですね、この中では、公民館等学習施設へどういった期待をしていくか、その期待について、次のようなことがアンケートに書かれてございます。

学習施設が、単に文化、教養を高めるためではなく、いつでもだれでも気軽に利用できる地域交流の拠点となる施設であってほしい、こういう期待が強く示されたことが特徴でございます。住民にとっての公民館の役割、ますます重要になっております。

しかし、市内の公民館は16施設ございますけれども、昭和47年から昭和50年代にかけて建設されたものが多く、築後40年を経過しようとする建物もございます。多くの市民が利用する公民館は老朽化が進んでおりまして、改修、改築等、計画的に整備が必要になってきているのではございませんでしょうか。

市ではこの点をどのように考えておられるのか、公民館の計画的な整備についてのお考えをお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 24番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

1点目の橋りょうの長寿命化事業についてのお尋ねでございますが、最初に防府市の橋りょうにつきまして、概要を御説明申し上げます。

現在、防府市が管理する道路橋は、橋長が2メートル以上のものが725橋ございます。このうち比較的規模の大きな橋長15メートル以上の橋りょうが65橋ございます。そして、この65橋の中で、既に建設後50年を経過する老朽化橋りょうが、全体の6%に当たる4橋でございます。また、高度経済成長期には多数の橋りょうが建設されましたが、そのとき建設されました、建設後30年から50年経過した15メートル以上の橋りょうが28橋ございまして、全体の43%を占めております。

今後、20年後には、これらの橋りょうの老朽化が急速に進行し、建設後50年を経過する15メートル以上の老朽化橋りょうは32橋、全体の49%を占めることとなります。

このような背景から、従来の事後的な補修・更新を継続した事後保全の場合には、大規模補修や橋りょうのかけ替えが一時期に集中することとなりますので、限られた予算の中で橋りょうを適切に維持管理することはできなくなるおそれがございます。

そこで、今後、増大が見込まれる橋りょうの補修・かけ替え費用に対し、計画的な維持管理、予防保全を行うことにより、コストの平準化、縮減への取り組みを行うことが喫緊の課題となってきました。

こうした現況を踏まえ、将来における橋りょうの維持管理対策といたしまして、「橋りょう長寿命化修繕計画」の策定に取り組んでおるところでございます。

この策定過程を具体的に申し上げますと、事前に橋りょうの健全度を把握するため、「山口県橋りょう点検要領」をもとに、点検・調査を実施した後に、この調査結果を、山口県が開発した「点検計画・補修計画運用支援システム」に、各橋りょうの損傷度合い及び地域性などの条件を入力し、その計算結果により、長寿命化修繕計画の策定を行っております。

さて、議員お尋ねの健全度調査の結果でございますが、これまでに橋長6メートル以上の240橋の点検を行いました結果、補修を要する橋りょうが52橋、そのうち早急な補修を要する橋りょうが14橋ございまして、これまでに4橋の補修を終えているところでございます。残りの10橋の補修計画につきましては、専門業者へ補修設計委託を予定しておりますが、そのうち3橋については、新年度の橋りょう維持事業で対応する予定といたしております。

次に、「橋りょう長寿命化修繕計画」策定の進捗状況を申し上げますと、これまでに平成21年度24橋、22年度40橋、23年度85橋を策定し、そして最終年度になりますが、24年度に91橋の計画策定を予定しておりまして、計画策定対象橋りょう全240橋の完了を目標にいたしております。

今後は、橋りょうの重要度や計画策定で明らかとなった損傷の深刻度について、安全性を第一に、社会的影響や損傷の進行性などを考慮して、修繕あるいはかけ替えの優先度を判別しながら、維持管理に努めるとともに、市民が安心・安全に通行できるような橋りょうを含む道路網の構築を目指し、市民の財産である橋りょうを後世に適切に残してまいりたいと考えております。

2点目の上下水道施設の老朽化対策についてのお尋ねでございましたが、まず、水道の施設につきましては、昭和26年の事業開始から今日まで、水源施設、浄水施設、配水池施設などを整備し、これまで経過年数等を踏まえつつ、施設の状態を調査しながら計画的に改修等を行い、老朽化対策は順調に行っていると考えております。

しかし、配水管等の管路につきましては、平成22年度末の総延長は約585キロメートルございまして、経過年数や損耗状況を考慮する必要がございますので、長期的な視点から計画的に更新に取り組んでいるところでございます。

管路につきましては、議員御指摘のように昭和50年以前に布設した管は、現在の耐震管の基準を満たしていないものも多くございまして、早急に更新する必要があることは十分認識しております。

しかしながら、相当の年数を経過した管で、現在の耐震管の基準を満たしていないものであっても、十分に耐久性があり、このまま引き続き使用可能なものも多くございますことから、管路の状態や材質の耐久性などを勘案し、必要な箇所から更新する方法により、平成30年度までは毎年7キロメートル程度を更新する予定といたしております。

次に、下水道の施設についてお答えいたします。

下水道の施設といたしましては、大きく分けると管路と汚水の処理施設でございまして、管路は昭和33年の事業着手から平成22年度末までに総延長約372キロメートルを整備しており、一方、汚水の処理施設であります浄化センターは、昭和53年に供用開始し、今日までに水処理施設等の増設を行ってまいりました。

この浄化センターの老朽化対策といたしましては、開設から既に30年以上を経過し、主要な設備等も老朽化したことから、重要度の高い設備等から更新を検討し、国の補助制度を活用して、平成21年度から計画的に行ってきたところでございます。

しかしながら、平成25年度以降の設備の更新や建物等の改修で、国の補助制度を活用するためには、平成20年度に創設された「下水道長寿命化支援制度」に基づいた計画を策定することが必要になりましたので、「長寿命化計画」の策定を平成24年度に、実施設計を平成25年度に行い、平成26年度から施設改修に着手したいと考えております。

計画の策定に当たりましては、施設の老朽化対策をしっかりと考え、現行の施設がより長く使用できるように十分に検討してまいります。

また、管路の老朽化対策といたしましては、既に整備した管路においては、50年以上経過した地区もございまして、現在、当初に整備した地区の管路を対象に、テレビカメラによる管内調査や、人が管内に入っただけの目視調査などを行っております。

今後、この調査結果による管の健全度を評価し、最善の改築方法等を十分に検討した上で、さきにお答えしましたように「長寿命化計画」を策定し、国の補助制度を活用して、改築等を行う予定でございまして。

また、その後につきましては、整備した古い管路の地区から同様に計画を策定し、継続的に改築等を行ってまいりたいと考えております。

上水道、下水道の施設の老朽化対策は、50年以上という長いサイクルで継続して行うことが必要でございますので、今後とも安定した経営のもと、安心な給水と快適な生活環境の確保を継続できるよう、計画性を持って取り組んでいく必要があると考えております。

3点目の公民館の整備についてでございますが、本市には文化福社会館の文化センターと野島漁村センターを含め16の公民館を設置しておりますが、そのうち昭和40年代に建築された公民館が3館、50年代に建築された公民館は9館ございます。これらの公民館は築後30年から40年を経過し、施設の老朽化が進んでおりますことから、平成21年から22年度にかけまして、緊急経済対策の補助を活用し、牟礼公民館ほか7館の外壁改修工事や、勝間公民館ほか12館の空調機改修工事を行ってまいりました。

また、緊急に修繕を要する箇所等につきましては、技術職員を有する部署との連携を密にし、専門的・技術的な判断を得て速やかに改修工事や修繕を行っておるところでございます。

さらに、日常の点検・修繕等のために、平成23年度から1人の専門職員を置きまして、公民館施設の状況をきめ細かに把握し、利用者の安全・安心に努めているところでございます。

これから、施設の老朽化が一段と進めば、大規模改修、あるいは全面改築の必要性が出てまいります。予防保全の観点から、早目早目の整備を行うことは大変重要であると考えておりますので、今後の整備方針について検討してまいりたいと存じます。

なお、市には他に多くの公共施設がございますことから、公民館の改修や改築については、これらとの調整が必要であることは申すまでもございません。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○24番（山本 久江君） 御答弁、ありがとうございました。少し、再質問をさせていただきます。

まず、橋りょうの長寿命化事業についてでございますけれども、2008年の4月に、国土交通省が全国の自治体に、道路橋の調査を行いましたけれども、このときには、62%の市区町村が点検を実施しておりませんでした。

で、防府市は、この2008年から健全度把握調査、そして緊急に人丸橋、大崎第二橋を緊急対応した、こういう経緯がございますが、新年度は、具体的にどの橋を補修していく計画であるのか、御回答をお願いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 新年度の補修工事の、ということでのお尋ねでございますけれども、新年度に予定しております橋りょうにつきましては、市道三田尻沖の原線にかかる西岸津橋、市道末田富海線にかかる末田橋、それと市道石原1号線にかかる無名橋、これは名前がついておりませんが、の3橋でございます。

これらの橋は、コンクリートに生じたクラックによりまして鉄筋が腐食し、コンクリートが剥離したものだというふうに考えられますので、露出している鉄筋にさびどめの処理等行いまして、特殊モルタル等で断面補修を予定しております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○24番（山本 久江君） かなり緊急性を要する補修だと思いますが、市が管理する橋、2メートル以上の橋りょうは700を超えています。

来年度中には、「長寿命化計画」の策定が終了する予定でございますけれども、県道にかかる橋の状況、どういったものであるのか、大変、市民にとっては気になるところでございますが、市として、現状、どのように把握されているのか、その点、お尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（権代 眞明君） 県道にかかる橋でございますけれども、その改良すべき箇所が何カ所ぐらいあるのかということでございますが、県に問い合わせましたところ、防府市内にある県道にかかる橋りょうは、全部で109橋ということございました。

平成22年度、23年度で健全度調査を実施されました結果、補修を要する橋りょうが12橋あったということございました。

この12橋の補修等対策の実施時期などにつきましては、今、山口県では、県全体でその補修の費用について予算化をされ、緊急度に応じて実施されるということでございますので、現時点では、時期的なものは不明であるということございました。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○24番（山本 久江君） 御答弁をいただきましたけれども、県も市もですね、橋りょう数、相当ございます。今から緊急に修繕していかなければならない箇所も相当ございますので、ぜひですね、要望的な修繕、それから計画的なかけ替えが、さらに進むように、この点では要望させていただきたいというふうに思います。

それから、上水道についてでございますけれども、基幹的な水道施設の安全性というのは、まさに、水道が市民生活あるいは社会活動に不可欠なだけにですね、極めて重要だというふうに思いますが、水道施設の耐震化は、どのように計画的に進めておられるのか、その点をお尋ねをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 上下水道局次長。

○上下水道局次長（岡本 幸生君） お答えをいたします。

私どものほうの水道ビジョンのほうで、耐震化の目標というものを定めておきまして、先ほど、答弁のほうで、延長が585キロメートルあるというふうにお答えをしておりますが、これの、平成20年度の耐震化率というのが3.9%でございます。で、これを、5年後の平成26年には、この水道ビジョンでは10%にしたいという計画を立てておりましたけれども、現在のところ、今、年に大体7キロメートル平均で更新を進めておりますけれども、その結果、平成23年度末で9.9%の耐震化率になろうと考えております。

平成31年度には、この耐震化率を20%にしたいという計画も立てておりますので、この計画に向けて耐震化が進むように努力していきたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○24番（山本 久江君） 近年ですね、大規模な地震災害が多発している中で、今、御答弁いただきましたように、平成31年には20%というふうな計画でございますけれども、やはり、この耐震化についてはですね、水道ビジョンを上回る規模で、私としては、ぜひ早期に実施をしていただきたいということを強く要望させていただきます。よろしくお願いをいたします。

次に、公民館の整備についてでございますけれども、最初に申しあげました、アンケートのまとめの中で、公民館等学習施設活用の方策ということで、次のように述べられております。

「特に、人口減少、超高齢化等、急速に変化する地域社会の将来を見据えたときに、地域コミュニティの再生、創造の課題にこたえていくためには、地域住民の交流、学習、活動拠点としての施設整備が必要であり、全庁的な視点から、こうした公民館等学習施設のあり方、マネジメント機能のあり方を検討、具体化することが求められる。学習施設の老朽化、狂隘化も指摘されており、ハード面における改善計画の策定も喫緊の課題である」と、こういうふうにまとめてあります。

公民館の役割と機能が多様で、かつまた重要になってきている、こういう中で、それに見合った整備が、今後、必要かと思いますが、この点ではいかがでございましょうか。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） 今後の公民館の役割と機能についてということでございますが、公民館は、地域の皆様にとって身近な学習施設であると同時に、地域活動の拠点として大変重要な施設であると認識いたしております。

公民館が建設されました当時と比べますと、地域の人口形態は大きく変化し、公民館を利用される方も、60歳代以上の方が7割を占めているというのが現状でございます。

高齢者、障害者の方にも、安心して公民館を利用していただけるよう、すべての公民館

に温水洗浄便座の設置や、身体障害者用駐車場の整備を行うなど、施設のバリアフリー化を進めておりますが、社会情勢の変化に伴い、公民館を利用される方のニーズや、地域における公民館の役割は、これからも変化していくものと考えております。

今後も、公民館の改修や改築を行う際には、地域住民の皆様のニーズを十分把握し、地域の拠点として活用していただけるよう整備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○24番（山本 久江君） 今後ですね、それぞれの地域で、参画と協働によるまちづくり、今、いろいろ模索されておりますけれども、こうした地域づくりが進められていくと思います。

その拠点施設としての役割、これが公民館に、今後、求められていくのではないかとこのように感じておりますが、現在でも、公民館は年間二、三万人に近い利用の施設もあるわけですが、古い施設ですね、まあ、学習活動だけではなくて、これからの役割を考えますと、利用はもっと増えてくると思われまます。

ぜひ、計画的な整備を検討していただきたいということを強く要望いたしておきます。

最初の質問は、これで終わります。

続きまして、介護保険事業につきまして、質問をさせていただきます。

防府市の高齢化率は、昨年25.4%。今後、団塊世代が65歳を迎えることから、一層の高齢化が進むことが予測されます。

さらに、13.1%はひとり暮らしで、75歳以上二人暮らしの世帯も増加いたしております。

また、介護保険事業にかかわって、要介護認定を受けている人は18.7%と、約5人に1人は、何らかの介護が必要となっております。

今後、さまざまな支援や介護を必要とする高齢者、さらには寝たきり高齢者や、認知症高齢者が増加することが予想され、福祉、介護へのニーズが増大して、その内容も多様化していくものと思われまます。

こうした中で、昨年6月、介護保険法が改定をされました。高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援、このサービスですね、これが切れ目なく提供される地域包括ケアシステム、この実現に向けた取り組みを進めることが打ち出されました。

地域包括ケアシステムとは、国の地域包括ケア研究会、この報告書では次のように述べています。

すなわち、「ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制」、まあ、長いあれですけども、そういうふうに述べております。

そして、その圏域とは、どういうものかといいますと、「おおむね30分以内」に駆けつけられる圏域を、理想的な圏域といたしまして、「具体的には中学校区を基本とする」としております。

また、その内容は、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが連携をして、それらのサービスが継続的に、つまり、入院して、その後退院、そして在宅復帰、これらを通じて切れ目のないサービスが行われることが必須であるというふうにしております。

社会保障に対する、国などの法的責任が後退するようなことがあってはなりません、地域包括支援センター、介護保険サービス、医療機関などの必要な機関が連携をとって、高齢者を支援していくシステムの構築は必要でございます。

高齢者が、住みなれた地域で安心して、その人らしい生活が継続できるように、防府市に合った地域包括ケアシステムをどうつくっていくのか、重要な課題でございますけれども、市のお考えをお尋ねをいたします。

次に、認知症対策についてでございます。

認知症は、御承知のように、高齢者本人の生活に支障を来して、その人らしい、自立した生活を送ることが困難になります。

平成23年の要介護等認定者の中で、55.3%に認知症がある。若年性認知症も含めてですね、今後、ますます増加することが予想されております。

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを、どのように進めていくのか。認知症高齢者や家族に対する支援を、さらにどう強化していくのか。待ったなしの課題ではないでしょうか。

市として、認知症施策について、今後、どのように進めていかれるのか、お考えをお尋ねいたします。

3点目は、定期巡回随時対応サービスの導入についてでございます。

このサービスは、日中、夜間を通じて、訪問看護と訪問介護が連携をしながら、在宅の高齢者に、短時間の巡回と随時の対応を行って、重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えていこうと、こういう制度でございます。

しかし、このサービスをめぐっては、事業所では24時間、責任を持って対応、訪問できる人員とか、設備の確保ができるのかといった疑問や、既存サービスと新サービスの併

用はどうなるのか、こういった不安の声もございます。

第5期介護保険事業計画案にも盛り込まれたこのサービスについて、その必要性和今後のサービスの進め方について、市の御見解をお尋ねをしたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） 介護保険事業についての御質問にお答ひいたします。

まず、地域包括ケアシステムづくりの今後の取り組みについてでございますけれども、「地域包括ケア」という考え方自体は従来からございまして、高齢者一人ひとりの支援を、個別のサービスで行うのではなく、その人の状態に応じた、いわばセットメニューとして提供されるべきだということが言われてまいりました。

しかし、それを実際に可能にするためには、支援にかかわる関係者全体が共有する、共通認識の土台が必要であるという観点から、厚生労働省の設置した研究会によって提言されたものが、「地域包括ケアシステム」でございます。

国が、一般的なシステムの図を示しておりますけれども、実際に、市として、この仕組みづくりに取り組む場合は、地域の特性や既存の社会資源等を勘案して、防府市にふさわしいものをつくり上げていく必要があると認識しております。

せんだって、先進的な取り組みをされている静岡県富士宮市の地域包括支援センターの職員を招いて、講演会を開催し、市長及び議員の皆様をはじめ、医療、介護、福祉等、関係者多数の参加をいただきました。

これを機に、防府市も、これから地域包括ケアシステム構築に取り組んでいく所存でございますが、現時点では、具体的な構想ができてはいるわけではございません。

今後の大まかなスケジュールといたしましては、今ある防府市の医療、介護、福祉等の社会資源を前提に、まずは、市として望ましいと考えられる地域包括ケアシステムの原案を作成いたしまして、そしてこれをたたき台として、関係者が集います「はあとふるねっと会議」において、本当に機能する仕組みとなるための個別課題もあわせて検討し、協議を行い、最終的に関係機関団体等の共通理解が形成され、それぞれが関連しながら機能するようになれば、地域包括ケアシステムの完成と言えるのではないかと考えております。

今後、この目標に向かって、市の地域包括支援センター及び「はあとふるねっと会議」を両輪として、取り組んでまいりたいと存じます。

次に、認知症対策についてお答ひします。

まず初めに、本市の認知症の実態でございますが、平成23年10月末の要介護・要支援認定者数は5,883人で、このうち、日常生活に支障を来すような行動や、意思疎通

が困難になってきたような医学的診断による認知症自立度Ⅱ以上の方は3,251人、率にいたしますと55.3%と、半数以上に認知症があるという状況でございます。

さらに、診断はないものの認知症予備軍とされる方は、2倍から3倍はいると言われていたのが現状です。

しかしながら、認知症対応型介護施設の入所者は、1,000人余りで、多くは在宅での介護サービスを受けて生活されているということになります。

このような現状の中で、本市の認知症対策といたしましては、まずは、普及啓発事業として、一般市民を対象とし、認知症理解と予防を推進するための医師による講演会や、地域密着型サービス事業所に委託して実施しております認知症講座、また、正しい知識に基づいて対応し、支援ができるための認知症サポーター養成講座などを継続的に実施しております。特に、サポーター養成講座は、認知症の方が地域で困ったり、迷ったりしたときのよき支援者を広げるために、18年度から取り組んでおり、現在までの講座修了者791名を認知症サポーターとして認定しております。

近年では、トラブルの起きやすい銀行の要望を受けて開催するなど、対象拡大を進めており、小・中学生向けの開催も計画しているところでございます。

次に認知症にかかわる介護職員等のスキルアップを図る事業として、講演会や事例検討会を行う認知症セミナーを開催しており、医師、弁護士、司法書士、薬剤師、社会福祉士など、多職種の参加を得て、より専門的な知識習得と対処能力の向上を図っております。

以上の事業につきましては、来年度も引き続き実施してまいります。新規事業としては、市に認知症地域支援推進員を1名配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして、医療と介護の連携強化や地域における支援体制の整備に努めることとしております。

次に、定期巡回、随時対応サービスの導入についてお答えいたします。

地域包括ケアシステムの中心的施策として、新たに創設されました「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」は、単身者や重度の要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、24時間、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながらサービスを提供するものでございます。

具体的なサービス内容としましては、居宅の要介護者に対して定期的な巡回訪問により、または随時通報を受け、その方の居宅において介護福祉士等による入浴、食事、排せつ等の介護、その他日常生活上の世話をを行うとともに、看護師等による療養上の世話、または必要な診療の補助を行うものとされております。

このサービスが短時間のサービスだけになって、時間を要するサービスが排除されるの

ではとの懸念でございますけれども、先ほどのサービス内容で申し上げましたとおり、入浴、食事、排せつ等、通常の訪問介護で受けるのと同じサービスから短時間のサービスまで、必要なサービスの提供が可能な制度となっており、御心配のような短時間のサービスといった縛りはありませんので、御安心をいただきたいと思っております。

本市では、単身・重度の要介護者等の介護や医療施設の退院者等の生活の受け皿として、グループホームなどの介護専用型居住施設や特別養護老人ホームなどの介護保険施設が担っておりますが、多くが入所待ちの状態になっている現状です。「定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス」を導入すれば、在宅において施設サービスに近いサービスが利用できることから、重度介護の方なども自宅で安心して生活することが可能になると考えております。

また、軽・中度の要介護認定者で、従来の在宅サービスではサービスが不足するため、施設入所されておられた方が、このサービスの利用で在宅生活に移行することも期待できることなど、このサービスの必要性は高いものがあると考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○24番（山本 久江君） 詳細にわたって御説明をいただき、ありがとうございました。

地域包括ケアシステムにつきましては、私も1月28日にアスパラートで開催されました高齢者を支える関係機関のネットワークを考える講演会「ずっとわがまち防府で暮らしたい！」高齢者を支えるネットワークづくりに向けての研修会、これに参加をさせていただきました。大変すばらしい、富士宮市の取り組んでおられる先進的な地域包括システムを、この取り組みを学ぶことができたわけですが、しかし、防府では、これまでの取り組みを生かした、防府らしい、やはりネットワークづくりに向けての今後の取り組みが必要ではないかということを感じた次第でございます。

そこで、お尋ねをいたしますが、地域包括ケアシステム、5つの視点が言われておりますけれども、その取り組みの1つである予防の推進について、「介護予防」これが大変重要になってくると思っておりますが、できる限り要介護状態とならないための予防の取り組み、あるいは自立性に向けてのサービス、今後、どのように充実をさせていくのか、この点をお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） まず、介護予防の取り組みについてでございますけれども、本市では毎年4月に2次予防事業対象者把握事業において、「心身の状態を尋ねる基本チェックリスト調査」を実施し、要介護状態になるおそれの高い高齢者の把握を行っ

ております。

これまでは、該当する方々に対して運動機能向上プログラムなどの介護予防事業への参加を呼びかけ、参加を希望された方には担当地区の地域包括支援センターが一人ひとりの状態に応じたケアマネジメントを行い、適切な事業への参加をしていただいております。

今後は、該当者からの申し出を待つだけでなく、基本チェックリストの判定結果から、必要性が高いと思われる方については、各地域包括支援センターからの働きかけを積極的に行い、より多くの事業参加へ結びつけていきたいと考えております。

次に、自立支援に向けてのサービスについてでございますけれども、閉じこもり予防等を目的といたしました生きがい活動、支援通所事業や軽度生活援助事業など、いわゆるホームヘルプサービスや食の自立支援事業としての配食サービス等を実施しているところでございます。

生きがい活動、支援通所事業においては、これまで原則、介護認定非該当者を対象としておりましたが、来年度からは、先ほど申し上げました基本チェックリストで要介護状態になるおそれが高いと判定された高齢者の方にも、対象として実施してまいります。

また、配食サービスにつきましても、現行週4食を上限としておりましたものを週5食に拡充し、支援を行ってまいります。

さらに、介護予防への取り組みや生活支援を充実させていくためには、包括的、継続的な支援を行っていくことが必要でありますので、その役割を担う地域包括支援センターの機能の強化が重要となりますので、業務分担の見直しなどにより、この体制整備を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○24番（山本 久江君） 御答弁ありがとうございました。

次に、認知症対策についてでございますけれども、この対策については、やはり相談体制の充実、普及活動ですね、啓発の推進とか、認知症高齢者や家族を支えるこのシステムづくりといいますか、地域づくり、今後ますます求められる施策となっていくと思います。取り組みの強化、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

今、深刻になっているのが、高齢者虐待の問題であろうと思います。

厚生労働省の調査でも高齢者虐待は、全国で4年連続増え続けております。家庭内虐待では、被害者で要介護認定を受けている人の7割が認知症であったということも報告をされております。

防府市のケアマネジャーに対するアンケートでも、高齢者に対する虐待が疑われるようなケースを経験したことがあるか、こういう設問があったわけですがけれども、この質問に対して約18%のケアマネジャーの方が「ある」というふうに答えておられます。

今後、この高齢者虐待防止への取り組み、大変重要な課題であろうと思います。充実していかなければなりません、この点ではどのように考えておられるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中 進君） まず、防府市管内における高齢者虐待の実態でございますけれども、地域包括支援センターを設置した平成18年度は、通報件数が21件、そのうち虐待と認定したものが14件ございました。

その後、年々増加してまいりまして、平成22年度では通報件数が39件、そのうち22件を虐待事案として認定をしております。

個々の事案につきましては、高齢者の尊厳と権利を守ることを第一に、介護等のサービスの見直し、施設入所あるいは市長申し立てによる後見人制度の利用など、問題解決に向けて対処しておるところでございます。

虐待防止は早期発見・対応が重要でございます。市といたしましては、地域包括支援センターなどの相談窓口の周知を図るとともに、高齢者虐待防止にかかわる関係職員が虐待に対する適切な対応ができるよう、これまでの研修の成果を生かし、本市の高齢者虐待防止マニュアルの作成やネットワークづくりに、これから取り組んでまいります。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○24番（山本 久江君） この問題については、子どもの虐待の問題も大変深刻な状況ですけれども、やはり高齢者虐待の問題は、介護者の負担を軽くすることが大変重要でありまして、高齢者が必要な福祉介護サービスを利用できるように、さらに支援を広げて充実強化をしていくことが、大変大事であろうというふうに思います。よろしく願いをいたします。

最後になりますけれども、市長さんにお伺いをいたします。今後、高齢化もさらに進みまして、介護保険にかかわる相談も増えてまいります。調べてみましたら、要介護認定は、介護保険制度がスタートいたしました2000年度、この制度発足時に比べて、現在、認定数は2倍を超えております。これから、ますます高齢化社会を迎えて、この数、増えていくものと思います。役所の窓口の相談も増え続けておりまして、御承知のように福祉の相談というのは、生活保護もそうですし、子育て支援、それから障害者の方々のための相

談もそうですが、福祉の相談というのは、本当にその方の人生を背負っての相談ですから、マニュアルどおりにはいきません。相談者が100人おれば、100通りの支援があるわけです。そうしますと、相談を受ける職員は専門性も必要になってまいりますし、経験も必要になってくる場合が多い、こういう状況でございます。相談者に寄り添って支援の仕方を考えていく、このためには、手続だけでは済まない、さまざまな構えが必要となってくると思います。

そしてさらに、まだ窓口に来られる方はいいと。地域でSOSを出しておられても、その声が届かない場合には、近所の方が市役所に連絡をされたり、知り合いの方が相談をされる。そのときには、役所から相談に、現地に出向いて話を聞きに行くと。こういう形で大変職員の仕事量そのものが増えてきております。

一方、介護保険についてだけではないんですけれども、県からの権限移譲、これで大変な仕事量が増えております。介護保険で言えば、地域密着型サービス事業の人員、設備、それから運営についての基準もつくらなくてはならない。これは大変な専門性も必要ですし、事務量も相当増えてきております。本当に市民と対峙していく、そういう職場が、今、本当に職員の方が5時以降も、それから土日も出勤をしながら、市民の相談に当たられたり、事務をされたりと、大変な状況になっております。

市長さんにお尋ねをしたいことは、これから高齢化社会を迎えて、ますますこういう相談というのは増えてきますし、事務量も増えてくるわけですね、ぜひ人的な配置を、つまり職員の数を増やしていただきたいという思いがしております。

今年度、補正予算で審議をいたしましたけれども、退職者も増えて、新年度は、ひょっとしたら定員適正化計画すら割るような状況も生まれてきそうだと、大変心配をしております。職員数が適度な水準を保つということは、これは、市民にとって大変幸せなことです。さまざまな、市民に喜ばれる市政をつくっていくためにも職員数を今、増やしていくことが、私は、今、必要だと思います。ぜひこの点での市長のお考えを最後にお聞きしたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御指摘のとおり、急速な高齢化社会の到来、介護保険に寄せられる期待というものは急激に高まっておりますし、また、御指摘のように権限移譲によりまして、市の担うべき役割も随分と増えてきておるのは実情でございます。それだけに私どもといたしましても、苦慮いたしているところでございますが、職員そのものが専門性を持った職員集団に脱皮していく必要もあるということの中で、研修あるいは介護施設等の方々との交流なども含めた研修を進めていく。同時に社会福祉士の資格を持った職員も

平成22年には採用もいたしておるところでございます。そういうマンパワーの充実、まあ、数の確保もさることながら、中身の充実と、そしてまたその効率的な人材配置ということも必要であろうと思っております。

組織の面におきましても、現在、高齢障害課において、高齢の皆様方のサービスについての窓口といたしているわけでございますが、これらについても新年度からは、今、公にできるところではございませんけれども、対応をしたいと、このように考えているところでございます。

いずれにいたしましても、これから大きな課題であるということは深く認識をいたしておりますので、御理解をいただけたらと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○24番（山本 久江君） 市役所のあり方、将来を見据えた形で地域主権もこれからどんどん進んでいくと思いますし、人口減少、少子高齢化社会という、こういう流れの中で、ぜひとも、私も前回の議会で定員適正化計画を見直してほしいと要望いたしましたけれども、必要な人的配置が行われるように強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、24番、山本議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） お諮りいたします。本日の会議は、この程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後3時 2分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年3月6日

防府市議会議長 安藤 二郎

防府市議会議員 田中 健次

防府市議会議員 藤本 和久